

令和 7 年第 1 回 神崎町議会定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 7 年 3 月 5 日 (水曜日) 午後 1 時 30 分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 3 議案第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 4 議案第 3 号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 議案第 4 号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 議案第 5 号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 議案第 6 号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 8 議案第 7 号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 9 議案第 8 号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 10 議案第 9 号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 11 議案第 10 号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 12 議案第 11 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 13 議案第 12 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 14 議案第 13 号 神崎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15	議案第14号	神崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第15号	神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第16号	神崎町布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第17号	神崎町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第18号	指定管理者の指定について
日程第20	議案第19号	神崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第20号	工事請負契約の変更について
日程第22	議案第21号	令和6年度神崎町一般会計補正予算（第7号）
日程第23	議案第22号	令和6年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第23号	令和6年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第24号	令和6年度神崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第26	議案第25号	令和6年度神崎町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第27	議案第26号	工事請負契約の変更について
日程第28	議案第27号	令和7年度神崎町一般会計予算
日程第29	議案第28号	令和7年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算
日程第30	議案第29号	令和7年度神崎町介護保険事業特別会計予算
日程第31	議案第30号	令和7年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算
日程第32	議案第31号	令和7年度神崎町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	池田	孝幸	君
3 番	椿	浩一	君
5 番	高柳	智	君
7 番	鈴木	節子	君
9 番	高橋	正剛	君

2 番	鈴木	司	君
4 番	大原	秀雄	君
6 番	荒井	葉一	君
8 番	石橋	伸一	君
10 番	寶田	久元	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君
教 育 長	小川	泰求	君	
総務課企画財政担当課長	池上	至人	君	
まちづくり課長	石橋	正彦	君	
保 健 福 祉 課 長	浅野	憲治	君	
教育委員会主幹	大野	和義	君	

総 務 課 長	廣瀬	裕	君
町 民 課 長	澤田	達也	君
まちづくり課主幹	椿	一星	君
教 育 課 長	堀越	浩	君
会 計 管 理 者	瀧川	美恵子	君

職務により出席した者

事 務 局 長	本宮	賢	君
---------	----	---	---

書	記	古里	卓実	君
---	---	----	----	---

◎開議の宣告

○議長（高柳 智君） 昨日に引き続き、会議を再開いたします。

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午後 1 時30分）

◎日程第 1 一般質問

○議長（高柳 智君） 日程第 1 一般質問を行います。

質問は通告書により一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に答弁をお願いいたします。

◇ 10番 寶 田 久 元 君 ◇

○議長（高柳 智君） 10番 寶田久元議員の質問を許します。

○10番（寶田 久元君） ただいま議長のお許しを得まして、一般質問を行います。

2月の今シーズン最高の寒波が終わり、3月の春の日差しが強くなってきて、春の足音が聞こえてきました。のどかな田園も、厳しかった寒さが終わり、もうじきトラクターの音が響き渡るようになります。今年は今までと違って米相場がよいので、トラクターの音も軽快に聞こえるのではないかと思います。

さて、昨年起きた令和の米騒動が、今年もまた起きております。現在、1俵、60キロ当たり、高いところでは4万円で買取りが行われています。農家・生産者は大変喜んでおり、今年の作付にも力が入ると思います。

そこで質問ですが、政府は3月中旬に備蓄米を放出するようだが、この放出がされたら現在の米相場が下がってしまいます。消費者は喜んでいますが、生産者は逆にかっかりしています。この備蓄米とはどういうものを質問し、あとは自席で行います。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） 備蓄米に関しまして、お答えをさせていただきます。

備蓄米ですが、1993年の大凶作の経験を踏まえまして、2年後の1995年より制度化されたものでございます。国が備蓄する米のことで、現在は10年に一度の不作にも耐えられるよう100万トンが保管されております。年間20万トンほど買い入れて、5年の保存期間を過ぎた備蓄米は、飼料米として売却されるものでございます。

以上でございます。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 課長も分かっているでしょうが、今、米相場のことをテレビやマスコミがよく取り上げております。政府が100万トンの備蓄米を放出する。昨日の鈴木さんの話では、取りあえず20万トンで最終的には44万トン、100万トンを備蓄しているが、その半分を放出するようなことに決定したみたいですが、今まで、1993年に制度ができてから備蓄米が放出されたことはあるわけですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

米の相場に関して放出をしたということではなく、今回が米相場に対して放出するのは初めてということになります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 3月中旬には放出する、3月下旬にはスーパーの店頭で備蓄米と、現在の米も並ぶでしょうが、そうすると、先ほど私がそこで話しましたが、現在、スーパーで5キロ当たり4,000円くらいまできているわけなんです。一時は2,000円か2,500円。高いところでは5,000円近くしている。それを下げる目的で政府は出すようですが、これは国が決定したことだけでも、生産者は逆に今、市場で1俵、60キロ当たり4万円で買取りがある。ただ、去年の米が、生産者は全国的に生産しただろうが、市場に出回っているのが少ない。どこかで買いだめしているのかなというような——これは予想ですよ。そうしますと、やっぱり米相場が元のように安くなってしまうかなというのが生産者のほうからの見方です。これは政府のやることだから、課長に聞いてもしようがないけども、これが放出されて、元のコシヒカリ1俵1万二、三千円になってしまうのかなと懸念はしますが、そんなにはもう下がらないと思います。

それで、次に行う質問ですが、去年の飼料米は、まだ全部集計はしていないでしょうが、どのくらい神崎で作付したのでしょうか。それを食糧米に代えることはすんなりできるわけなんですか。それと、今年は相当食糧米が増えるから飼料米が減ると思

いますが、その辺の予想はどうですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

まず、令和6年産米の飼料米の面積でございますが、約176ヘクタール、去年は加工米に流れた部分もございました。加工米が11ヘクタールということで、新規需要米というような形で作付がされました。こちらの飼料用米を主食用米にというようなお話でございます。昨年、飼料用米で作付したお米を今年、令和7年作で主食用米にして差し支えないかというところですけど、現在の制度は、以前のとも補償であるとか、過去の強い減反政策とは違いまして、生産目安を達成するかどうかにつきましては、農家の皆さんの経営判断に委ねられているような状態です。また、令和5年度までは農協さんとの間で複数年契約を結んでいた方がいらっしゃいましたけれども、今現在、農協さんとの間で飼料用米の複数年契約を結んでいる農家さんはいませんので、昨年度飼料用米を作付していた方が今年主食用米を作付するとしても、何ら差し支えはありません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 私は、JAではなくて民間の業者とやっています。複数年やりましたが、それは3年契約で、もう終わったというわけですから、業者との話合いで食糧米に代えてもよいというわけですが、これは神崎町内じゃないけれども、認定農業者とか、営農組合などで大規模農家が近代化資金等で乾燥機や農機具を購入したところは、ひもつきというか、飼料米が義務づけられるというあれですが、神崎ではそういう人はいないわけですか。認定農業者、あとは借入金、近代化資金だとか何とかと、それでひもつきになっているから飼料米はやめられないというような話を聞きますが。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

神崎町内で近代化資金を利用している認定農業者の方はいらっしゃっておりますけれども、そこで飼料用米の作付の縛りがあるというような話は、私のほうでは伺ってはおりません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうすると、課長、確認ですが、仮に神崎町で昨年176ヘ

クター、飼料米、加工米を作った、これを全部食糧米に代えても問題はないわけですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

非常に端的なご質問ではあるんですが、主食用米を作付したほうが農家さんの収益が上がるというような相場の状態ではありますので、そこは農家さんの経営判断に任せてということになります。全部主食用米になるかというところは、麦・大豆であるとかの転作もありますので、また違ってくる場所もあるとは思いますが、農家さんが主食用米を全部作りたいというふうにおっしゃったとして、それを妨げるものではありません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今、転作の麦・大豆の話も出ました。毎年、これは令和6年度ですが、令和6年度の生産目標の配分として、これがまちづくり課から来ます。私の場合、水田面積3.2ヘクタール、生産目標数量1万1,331キロ。これが問題なんです。水稻作付面積が2ヘクタール、そうすると、1町6反くらいは違うものを作れというわけですが、全部食糧米を作ってもよいわけですか。で、こういう令和6年度生産目安の配分、今年もこれを各農家に配付するわけですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

以前は配分というような言葉を使っておりました。米の配分ということで、これだけ作っていいですよといえいいですよというような配分という言葉を使っていたんですけども、現在、その作付目安という記載があらうかと思います。この面積で作付をいただきますと米の相場も安定するという目安で送らせていただいているものでございます。

先ほど申し上げましたとおり、かつての強い制度下とは違って、農家さんの経営判断に委ねられますので、全て主食用米を作付することに関して、特に問題が発生することではございません。ただ、1つ申し上げますと、仮に飼料用米に取り組みられたとした場合ですけれども、町単独補助金、10アール当たり1万円ですが、こちらに関しては生産目安を達成することを要件にしておりますので、仮に飼料米に取り組まれる方がいらっしゃれば、生産目安を達成することをお勧めします。

以上でございます。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今の米相場では、町の補助金なんかより、市場で主食米を売ったほうが倍になるわけですから。それで、課長、麦・大豆の営農組合だとか大規模農家がやっている、これは義務づけられているわけですか。これも全部主食用米に代えることはできないわけですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

極端な話を申し上げますと、全部主食米を作付しても差し支えない話にはなってくるわけですが、農地所有適格法人であるとか、年間を通して作業を行っておりますその作業工程を鑑みた上で、麦・大豆といった作物を作付することによって通年の作業、通年の収入が得られるということで、そちらは経営判断というようなことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうしますと、以前よりの縛りはきつくなくなって、全部主食用米に代えてもよいというわけですか。そうしますと、仮に4万円だったら、米農家の私らは冬場の麦・大豆を作らなくても、どっちかという売上上げが上がると思います。それは各営農組合の判断でしょうが。

いずれにしろ、また質問しますが、今年もこういうのを、要は、生産目標3町2反だけど、あんたは2町歩しか作れませんよという、こういうのは出すわけですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

今、発送の準備をしているところではございますけれども、千葉県から神崎町の配分目安というものが届きます。それに基づきまして、皆様方に通知をするわけですが、ほとんど数量的には変わらないような状態で今年も生産目安をお送りする予定となっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは農林大臣に質問するようなものかもしれませんが、県から来るということですが、こんなに米が足りない、米が足りないって言っていたら、日本の水田は全部主食用米のコシヒカリやひとめぼれなんかを作って、飼料米は作らない、麦・大豆も作らないで、こんなに消費者は苦しむことはないとは思いますが、異

常な米相場ですが、これは分かりました。農林大臣じゃないのでしょうか。こういう政策を何で国はやるのかなというような気がします。

人間、誰でも有利なほうへ行っちゃうよね。飼料米を契約しても、食糧米に回しちゃう。私はちゃんと飼料米に出しましたが。そこで違約金が発生するといっても、この違約金の没収ですか。実際には、そういうのも神崎町でもゼロではないとは思いますが、どこが違約金を没収して、それはどこに納めるわけですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

違約金というお話ですけれども、飼料米等の補助金に関して言いますと、仲介業者の出荷の確認後に支払いを行いますから、飼料米については確定したものでお知らせしますので返還等の措置というのは起こらないんですけど、集荷業者、言ってみれば農協さんとかと契約を交わして、その契約に沿って販売を行うということになります。ですので、農協さんと飼料用米・加工用米で契約をしていたものを主食米に動かす際には、農協さんに対して支払う違約金というものが発生するという、このような契約内容になっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 飼料米と契約したところに違約金を支払うということですか。それは、払わなかった場合には刑事事件か何かになるわけですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

支払わないというような状態があったとすれば、それは民事債権ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 神崎町では、違約金が発生する農家はゼロだったんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

ゼロではないということで把握はしております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは税金とかそういう性質のものではないから、払わな

くても済んじゃうんじゃないかなというような気がします。減反政策でも3割減反しろと言っても、しなくて通っちゃって正直者がばかを見たときもあるわけですから、違約金、違約金と言っても。JAでも、私は民間の業者でも、飼料米と契約した、そこで私が違う業者に主食用米で売っちゃった、そうすると、契約した業者は違約金を農家から取って、それを関東農政局に納めるんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

違約金そのものは契約に基づいたものですので、それを関東農政局に送るというような性質ではなく、農協さんと米農家さんのあくまでも2者の内容になりますから、農協さんに違約金が入って終わりということになろうかと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 飼料米と契約した業者が違約金をもらう、それはどうしてももらうほかないという強い縛りがあるわけなんですか。これだけの米が来なかった、ただそれだけだから、ほかの飼料米で売っても売らなくても、売れなかったら言ったあれだけれども、そんなに問題じゃないじゃないですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

言ってみれば、民間の債権のやり取りと同じ考え方ですので、機械を売って機械のお金が入らないといったものと、そういった債権と類似したような考え方になるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 私はちょっと違う考えです。売ったから、それはお金が来ないじゃなくて、米を契約したけれども、ただ来なかった。それに関して、その分だけはお金をよこせよと。じゃ、来なかったら来ないでも、それでもよいではないかと思いますが、それでも違約金というのは、これは法律なんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

契約に基づいた措置ですので、法律というようなことだと商法であるとかそういったものが関連してくるんだと思いますけれども、通常に債権として成り立つものであるというふうに思われます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 最後になるけども、払わなくても別にこれといった罰はないでしょう。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

それについては、飼料米の契約をした事業者さんがどのように徴収をするかということで、公の罰云々ということではなく、本当に債権の授受というようなことになろうかと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そういう農家のところに、業者だけではなくて、役場の産業課の職員も行ってるんだよ。そして、ただ知らない、業者だけでありますので、役場の職員が行っているのにそのような答弁はちょっとどうかなと思いますが。逃げ口上じゃないですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

役場職員が伺ったのは、もともと農水省のほうに飼料米の補助金の申請を出しておりますので、その申請を取り下げるという行為をやめていただきたいというようなことで伺ったところで、実際のところそれを出さなかったということですから、補助金の関係というものは当然出ておりません。あと残ったものというのは、農協さんとの違約金ということになってまいりますので、違約金のやり取りというところだと、農協さんと米農家さんとのやり取りというような形になります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 主食用米のほうが相当高く売れちゃったから、役場のほうの補助金よりはるかに収入があったんです。これでもう終わりにします、この件に関しては。

2月25日に武田コミュニティーセンターで、農政説明会、地区座談会が開催されました。まず、これは新区には来なかったですよ。ただ、新区は規模が小さいからばかにされたかなという感じけども、これは全地区歩いたんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

複数集落を合わせてというところが結構あったわけですが、全地区、座談会を行いました。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 全地区行いましたって言うけれども、新地区にはなかったですよ。新地区の公民館は、実行組合長は区長を通して案内を出しました？

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

武田・新と一緒に、武田やすらぎの家で実施しますということで触れを回させていただいております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 最初の答弁のときにそれを武田・新と言って出せばよかったんですよ。全地区にやったって言っていたから。武田と新は別個なんですからね、区としては。新・武田だから。そのときに、現在の米相場から離れたような説明をしたみたいな、ここにパンフレットがありますが、主食用米からほかに転作というような説明をしたみたいですが、逆行するような話じゃないかと思いますが、このような説明をしたんですか。戦略的作物助成、水田活用直接支払交付金、交付金がいっぱいあるから主食用米から何かに転作しなさい、補助金を出すから転作しなさいよという、そのような説明会だったでしょう。今、ちょっとした補助金なんかよりかは、主食用米を作れば、そっちのほう売上げが上がりちゃうわけなんですよ。このような説明、課長は出たでしょう。出なかったのか、課長は。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

寶田議員が今ご覧になっている書類がどの書類かというのもあるんですが、その説明会の中で、去年の米相場で飼料米をやったら幾ら、金額的には13万円程度というような金額だったかと思うんですが、主食米で売ったら19万円であるとかというような金額を示させていただきました。それがおととしの相場、米相場1万3,000円で計算した場合、主食用米よりも飼料米のほうが割合いいですよというような資料は添付させていただきました。それをもって、目安として農家さんで判断をいただきたいということで、資料を別に作って説明をさせていただいております。ただ、恒久的な話でい

いますと、今現在、米相場というのは大分上がっております。ただ、根本的なところで米の需要というのが落ち込んでいて、米相場が下がり気味というのはずっと残ってきたものであります。そこで、飼料用米であるとか新規需要米といったものが出てきたわけですが、飼料用米の数量が落ちますと、主食用米の供給量が当然上がってきます。そうしますと、米の相場を押し下げるといのは、これは今までも何回も上がったり下がったりやってきたところですので、安定的な米相場を確保するために、転作の事業というのは必要ですといった一般的な内容が記載されているものではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） おととしの米の相場で1万二、三千円というのを計算でやって、それで去年はそうのように指導してその倍から3倍にもなってしまった。これは国の政策だから、国も甘かっただろうけども、令和の米騒動になるとは思わなかったでしょう。日本中の生産者が作った米がどこへ消えちゃったのか。何十万トンも足りないというわけですが、それはいいとして、米の需要が高くなるほど少なくなると課長は言いましたが、日本人の主食は米でしょう。私は、米が高いからといってもパンや麺類にそんなに、1週間に何回かは換えるけども、主食は米だと思います。今までは米が安過ぎた。今の計算で1キロ1,000円、5キロで5,000円って、高いスーパーではそのくらいのが出ています。これが生産者としてみれば当たり前。1キロ1,000円なら60キロで6万円、10俵取ったら60万円になっちゃいます。サツマイモの農家は1反歩で50万円から100万円にもなるというような計算だから、米農家が全国で100万戸も辞めてしまったというのは、コシヒカリ1俵、60キロ1万二、三千円ですよ。これは、日本の食糧の中でも米が一番の中心でいたやつが、こんなに米が安くなってしまった。だから農家が、それは国や大規模農家をつくるために、小規模な1町歩や2町歩の人はもう辞めてもらって、大規模農家や営農組合に任す、そのような方針で土地改良もして圃場もいかにした。それは分かりますが、私にすれば、この令和の米騒動、生産者だから、昨日答弁したけれども、法人が7割、個人が3割、まだ3割でも私、生き残っているから、米騒動がまだ続いてもらったほうがいいなと生産者としては思う。ただ、消費者とすれば、5キロ2,000円か3,000円のものが5,000円にもなってしまった。でも、米は主食だから、私はそんなには米離れはしないと思います。これは私の考えです。

最後に、米問題で質問しますが、次の日、2月26日にオーガニック講演会がありま

した。これは去年もやったけれども、網本欣一さん夫婦が講演して、私も出席しました。神崎でもオーガニック米を推奨していますが、承認はされましたか、承認するところはどこですか。それで、学校給食にオーガニック米を買っている。昨年あたり幾らぐらいで買ったんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

最初のご質問はオーガニックの認証の関係ということでよろしいかと思うんですが、主に J A S 認証と呼ばれるものがございすけれども、J A S 認証を取るには3年3作というようなことで、農薬を使わず、化学肥料を使わずという作付けを継続して行うことが必要ですので、一作目の場合ですと、特別栽培米という言葉を使わせていただきました。

昨年、学校給食米で特別栽培米を作付けいただきましたお米につきましては、1俵3万円で買取りさせていただいております。今年は6年産の米が高くなりましたけれども、以前から差額1万円程度という金額が出ておりましたので、それを乗せて3万円という金額で購入をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） オーガニック米は承認されたんですか。承認するところはどこですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

これは生産記録を元に作付けの状況というものを判断します。認証ということですが、認証機関に出すのには1年目では出せないです。同じ圃場で3年3作つくって認証に出していけるということになりますので、認証機関にはまだ出せる状況ではありません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 同じことを2回聞いてすみませんでした。でも3万円を買ってもらえれば農家も励みになるでしょう。また、今年も3万円以上で買ってください。

次に、水道に関して質問します。

千葉県は水道料金を上げるようですが、本町の水道料金はこのままでいいですか。

取りあえずこれから聞きます。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えさせていただきます。

県営水道につきましては、2026年度から水道料金の20%程度の値上げを予定していると報道されております。物価や人件費の高騰、施設の老朽化及び耐震化などに費用が必要となるためです。

本町の水道料金は、水道事業給水条例において定められております。水道料金は使用者から徴収されるとされており、給水にかかる費用は水道料金で賄われるのが原則でございます。

神崎町では、高料金対策として、町及び千葉県から水道事業への補助金が交付されております。現状では本町の水道料金の値上げは予定しておりません。しかしながら、電気料金の高騰や施設の更新、耐震化などの課題もあり、将来的な負担を見据えた水道料金の設定が必要であるものと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） まず、椿さん、県営の水道というの、私は水道は各自治体でやっていると思ったんだけど、千葉県がやっている県営水道はどういうところに水道水を配付しているわけですか。千葉市は千葉市、船橋市は船橋市、神崎町は神崎町で各自治体がやっているんだけど、県が運営している水道はどちらへ水を供給しているわけですか。どういうところに、県営水道。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） 県営水道の供給エリアというのが、すみません、手元にありませんので、確認させていただいて後ほどご回答させていただきたいと思います。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） すみません、通告していなかったけれども、千葉県が水道を上げる、県はどこへ供給しているのか、私もこれは疑問になったんですよ。各自治体で水道はやっているのかなとは思いました。

それはともかくとして、インフラ、埼玉県八潮市ですか、あれは下水で陥没して大きな穴があいてしまった。あれは排水のほうですが。いずれにしろ、昨日誰かの質問で、神崎大橋が57年かな、コンクリートはどのくらいもつかだけれども、全国的に見て、上下水道が40年、50年、これがもう修理の時期に入っているというあれで、神崎

の要するに水道、飲料水のほうのパイプは何年くらいたってるんですか。40年か50年くらいたっているんじゃないですか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えいたします。

本町の水道配水管につきましては、設置した年代によって、使用年数というのが異なっております。議員おっしゃられたように、いわゆる漏水とかで問題になっております高度経済成長の時期に入れられました石綿セメント管、石綿を使ったものです。こちらにつきましては老朽化が問題になっておるんですが、神崎町においては既にほかの水道管に布設替えをしておりますので、そこまで老朽化が問題になるというものは現状、今ないと。古いものから順次、今後更新していくという状況でございます。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 神崎は石綿アスベストですか。あれで大分直したから、まだ30年はたっていないか。あと米沢地区の全部に配管したのも、私が議員になってから、古原に浄水場ができてからだから、50年たっているようなところはないわけですか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） 今後、耐用年数を迎える、40年を超えるものという配水管が出てくるんですが、現状、一番古いもので40年程度という状況でございます。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 老朽化で各自治体が修繕するということになると、水道料金の中で補うようにやる、国のほうか県のほうか、そのような水道料金で修理をする。これは補助金をもらっているから何とか今、椿さんが言ったとおり、町からの一般財源、県からの公共料金で何とかできるんだろうけれども、水道料金だけで修繕するといったら大変なことだと思います。

それで、私も椿さんには、この前ちょっと水道料金のことでやっていただけれども、耐震化の更新で追われるということで、行政だけではできないわけで、官民一体のウォーターPPP、こういうようなのを聞いたけれども、民間の力も借りて水道はやるようなものだけれども、こういう言葉は聞いたことはありませんか。ウォーターPPP。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） すみません、正確には把握しておらないんですが、

いわゆる民間業者の参入による公共水道の運営ということだと思われます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） この問題は最後、本町の水道料金は県下で何番目ぐらいで、高いほうなんですか、安いほうなんですか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○10番（寶田 久元君） すみません、そちらについてもただいま手元に資料がございませんので、確認して後ほどご回答させていただきたいと思います。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 私の通告をもう少し細かく書いておけばよかったですが、今回私の一般質問で課長の皆さん、ヒアリング誰も来なかったからもう大体分かっているかなと思っていたんですが、いいです。

次に行きます。救急車の問題です。

緊急だから救急車を依頼している。救急車はすぐ来ます。すぐ来ても、病院が見つからないというわけで、救急車が緊急で頼んでいるのに、毛成はちょっと事故があったから2時間以上たったんだけど、30分から1時間くらいは出ないときがある。救急なのに頼んで、病状にもよる。脳梗塞の場合には、時間がもう少し早かったら助かったかなとか、いろいろな問題があるんだけど、これは受け入れる病院体制の問題だけれども、その辺は今、現在どのようになっているわけですか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

救急車の現地に着いてから病院までの搬送開始までの時間がかかるということですが、搬送先の医療機関の決定については、傷病者の自覚症状や身体の見、脈拍や血圧等の観察を行いまして、その症状に合った適切な医療機関に搬送することとしております。また、近くの救急医療機関が搬送先として基本となっております。場合によっては、かかりつけの病院等にも搬送することがあるということでございます。

医療機関に搬送する際には、搬送予定医療機関に事前に連絡しまして、先方から了解を得た後、搬送が開始されます。担当科目の医師が不在であったり、ベッドが満床であれば断られる場合があるということです。

また、現地に到着してから、救急車の出発、搬送開始までの時間がかかるという点には、これに加えて近年、高齢者の方の搬送の件数が増えているというようなことで、

高齢者の方、耳が遠い場合とか、救急の内容にもよりますけれども、搬送する該当者の方の意識がない場合、なかなか救急隊員の質問に対して的確に答えることができない場合がございます。そういった場合、長引けば長引くほど、現地に到着してから救急車の病院までの出発が遅れるというような状況で承っております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 神崎、うちのほうだとか、都市部の千葉県のこっちのほうではあれですが、都市部でも救急隊のすぐ受けられる病院はやっぱ少ないわけですか。今、課長がお話ししたけれども、地域医療の問題ですが、以前は神崎クリニックで救急をとっていたんですが、この近辺で受けられる病院の数も少ないのか、それは人口的なものがあるでしょうが、地域医療で、神崎クリニックが今、救急をとらなくなったでしょう。私も月に1度ぐらいいは神崎クリニックに血圧の薬をもらいに行きますが、患者も少ないですね。神崎クリニックはどうなっているのか、現状知っているところでもいいですが、お聞きします。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

正確なリサーチのほうはしていないので申し訳ないんですけども、現状、経営のほうが変わってから常勤医がいなくなり、今では院長がいますけれども、入院の設備もなくなったということで、それ以降、救急の受付がされなくなったと思われます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） あれだけ患者が多くて、特に本町では神崎町に神崎クリニックがあるということで安心はしていましたが、これは経営者の問題ですが、神崎クリニックを誘致じゃないかな、あれをつくるときには町も介入してつくったと思いますが、それを覚えている人はここにはもういないでしょうが、幾らか町のほうから行政指導じゃないけれども、もうちょっと神崎クリニックに関して、先生がいなかったとか看護不足だとか、何だかそういうわけで今がちょっと寂しくなっているような状況ですが、元の神崎クリニックみたいな町からの指導はできないわけですか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 議員ご指摘の件につきましては、私、以前、保健福祉課課長時代ですが、神崎クリニックのほうに赴いて、できるだけお医者さんの数を増やしていただいて、科目も増やしていただくことができないかとお願いに伺ったことがご

ざいますが、経営環境が変わりまして、経営者の方針もありまして、当時は思うようにそういったものがないというようなことで話を承っております。

引き続き、町としましても、地域に残った大きな病院の一つでありますので、その辺も引き続き要望のほうは重ねてまいりたいと考えております。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） ぜひお願いします。元のように患者が増えること、お願いしたいです。

この問題は最後ですが、昨日椿議員もお話ししましたが、毛成の南台ですが、救急車が行って事故が起きてパトカーも来る、もう1台の救急車も来る、救急に患者が2時間以上待たされた、それはともかくとして、昨日の答弁で分かりました。毛成の南台は一方通行ではないけれども、上からと下から行けるようになっている。それが今、消防自動車も救急車もちょっと大型化になっているかな、高さも高い。そういうので道が狭いということで、これは椿さんが、毛成だけじゃない、どこにもあんな狭いところはあるんじゃないかと言っていたけれども、今度、道路問題に行きますが、例えば地区の生活のためだから、場合によっては、その地区でいろいろ努力するかも分かりませんが、周りの道路を拡幅するために、地権者に寄付をするから道路を早くつくってくれと言った場合には、まちづくり課は、寄付するからすぐやってくれと言ったら、工事費は町でもってすぐやるわけですか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） 昨日もお答えさせていただきましたが、拡幅が可能な町道であれば、その緊急性等を勘案し、町のほうで実施したいと思っております。以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） ぜひとも、用地は寄付した場合には、即工事をお願いします。

次に、70周年記念です。

まず70周年記念は、昭和の大合併、昭和30年ですから、今年は神崎町・米沢村が合併して70周年、その記念式典を町は考えているようですが、いつ、どのような形でやるわけですか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課企画財政担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

合併70周年記念の記念式典ですが、10月19日を予定しております。午前中から功労

者の表彰等を行う予定としております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 10月19日予定だけれども、具体的に町内でどのような人を招待するとか、対外的にはどうやるとか、まだ実施的な計画が立っていないですか。まだ予算もここで可決していないか。

○議長（高柳 智君） 池上総務課企画財政担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えいたします。

今のところ、まだ実際に決まったわけではありませんが、千葉県知事や近隣の市町村長さんも招待されておりますので、そういった方々に来賓で来ていただきたいと思っております。

また、自治功労とか各種功労者の選考を進めておりますので、その辺、表彰者の選考を進めた上で式典を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） それに、70周年のこれは記念事業じゃないのかな。河川敷祭りを4月29日に行う。綱引きを行うというわけですが、これは70周年の記念事業と4月29日、実際に式典は10月19日というわけですが、どのようになっているわけですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

先ほど10月19日と申し上げましたのが、式典ということですがけれども、70周年の記念の年ということで、既存の事業であるとかも拡大して、70周年の記念で行ってこういう趣旨で、河川敷祭りにつきましても、先ほど議員おっしゃった綱引き、稲敷市の皆さんとの綱引きであるとか、ミニSLといったもの、またステージイベントといったものも、当然予算の成立が条件にはなってまいります、計画をしているようなところです。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 町長もなかなか、マラソン大会だとか、いい企画しますよね。

神崎大橋の歩道橋を使って、稲敷市と神崎町、ちょうどカーナビでいくと、ここが

茨城県ですよ、こっちが千葉県ですよ、それを境にして綱引きをやる。なかなかいい企画、町長の考えでしょうが、これはトップ会談で箕市長との打合せもあってやったんですか。私、ちょっと一緒のときに、今日は箕市長と会談があるからといって早めに帰ったんですが、これは町長の考えも多分大分あると思いますが、箕市長とどのような話になったんですか。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

これはもともと稲敷のほうから話がまずあったわけでございまして、実際やるとなるといろいろな問題があって、ここ1年以上頓挫してきたというのが現実なところでして、この70周年にかけて、うちのほうから話をもう1回持ちかけようということで、うちが主体となってやりますというようなことで動き出したものでございます。また稲敷のほうにも、私どものほうで主体となってやりますので、ご協力をお願いしますというような話は市長にもお話をしてございます。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 4月29日、もう来月になります。实际的に稲敷市との綱引きは、大体今、私がここで読んだようなあれですが、神崎大橋の歩道橋を使ってやるわけで、何人何人で、神崎の綱引きの選手はもう集まったわけですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

一応、町内に各区でいかがでしょうかというような回覧を回させていただきましたけれども、そこからの応募というものはございませんでした。ですので、選手につきましては、これからお声がけをさせていただくということになろうかと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 何人集めるんですか。トップ会談を町長と箕市長がやっていたから、30人－30人とか50人とか、あと女性が何人、男性が何人とか、女性と男性で力の具合が違ふのだから。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

1チーム15人の4チームというようなことで予定しております。稲敷市も、旧東の皆さんを中心に集めていただくというようなことで、15人掛ける4チームですので、合計8チームでの綱引きを行うというようなことで計画しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 議長、3時までですよ、私。

○議長（高柳 智君） はい。

○10番（寶田 久元君） ちょっとスピードが遅いな。

そうすると、60名集めるわけですね。4回綱引きをやって、どっちが勝つか負けるかはいいとして、この締切りは令和7年1月31日だと思います。参加者名簿は60人、まだ集まらないですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、一般のところからは集まっていないような状態です。以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今、あと1か月間ちょっとだけでも、60名集まらなければなかなか難しいんじゃないかと思います。

河川敷祭りとして、河川敷で、神崎は神崎だけでもやるわけですか。河川敷ではやらないわけですか。歩道橋だけでやるんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

綱引きそのものは歩道橋だけでやるわけですが、河川敷祭りということで、毎年、火渡り修行も含めて、サッパ舟の体験乗船であるとか行っておりますが、そちらを河川敷で常設の形で、ミニSLであるとかステージイベントということも申し上げましたけど、それも一体として、橋の綱引きも含めて、イベントとして盛り上げようというような企画です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） はい、分かった。早く言えばよかったな。火渡りと、4月29日は火渡りのあれだよ。神崎寺でやるのと、それに合わせてやるわけです。分かりました。

それと、次は蔵まつりについて。蔵まつり、天候は長期だからまだ分からないけども、良い天候で5万、6万という人を、来場客を見ているんですが、準備は取りあえずできているんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

準備については、滞りなく進んでおります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 先ほど椿さんにあれですが、招待客、議員も、私も出席しますが、式典をやるわけですか。それは去年どおりですか。それと、出店数。この町なかに相当の出店数が出る。何店舗くらい出て、町内の人は何店舗くらいですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

ご来賓を集めての式典につきましては、昨年と同様の規模で実施するような予定でございます。

出店数ですけれども、例年どおり、200を超える出店が予定をされております。町内ということで、はっきりした数字というのを今持っていない状態なんです、20から30店舗程度、また、既存のお店で出店いただくところもありますので、町内でもそれくらい出店があらうかというふうに思います。

以上です。

○10番（寶田 久元君） 200店舗を超える。あの通りだけでもあれですが、5万も6万人も来る。町内でも出店数が、毎年、うちも出たいな、うちも出たいな、けどどうなっているのかなという問合せが来ていますが、募集というのは、昨年やった、出店、店舗を出した人を優先に、新規は入れないような状況になっているみたいですが、その件に関してはどうなんですか。町内の人はある程度優先したほうがいいかとは思いますが、町外の人、もう昨年、出たからというわけで、事務局のほうから案内がいつちゃう。そうすると、町内の人、いや、うちも出したいな、うちも出したいなといったけれども、もう毎年だから決まっちゃって、昨年出た人が、その人が出るから新しく出店するのは難しいみたいなことを窓口で言われたみたいですが。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

寶田議員、今、おっしゃいましたけども、町内の方から出たいというふうなお話があれば、どうにか調整をしながら、入っていただけるように、今までずっと出店について調整をしてまいりました。

町外者についてなんですけれども、初めのうちは遠方の方というのにも入っていたと

ころがあったんですが、あまりにも出店希望が多くて、少しエリアを絞って、エリアとジャンルを絞って出店者を募集しているような状態です。ですので、町内の方で出店したいというようなご希望があった場合については、出店内容云々にも関わるところがあるんですけども、実際のところだと、空いたスペースができたときに検討していくというような、そのような運用になっているところがございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） なるべく町内の方が希望したら入れるように。ただ、毎年、町外の方がそのように出しているから、なかなか空きがないような話も聞いております。

じゃ、これはこの問題を最後に聞きますが、予算は、これ、当初予算で見れば分かるんだろうけども、どのくらいかかって、問題は、職員がどのくらい出て、職員の人件費は、職員はボランティアなのか、職員の手当が出るのか。それで予算がどうなのか。それを聞いて。ただ、マラソン大会は600万円かかるだとか、蔵まつりはどのくらいか、そういうので。すいませんね。予算書を見れば分かる点なんだけど。

○議長（高柳 智君） 池上総務課企画財政担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

7年度の当初予算（案）にあります。酒蔵まつり実行委員会の補助金といたしまして、237万2,000円を計上しております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 人件費、これ、入っている？ 職員の。

○議長（高柳 智君） 池上総務課企画財政担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） お答えをいたします。

この中に人件費のほうは含まれておりません。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 分かりました。マラソン大会が600万円、蔵まつりが230万円。それだけでいいです。

次に行きます。今、テレビのCMで、子供食堂ってどこにあるのと、よくCMでやっているんですよ。まず、子供食堂についてをお聞きします。

香取市には7つくらいあって、大きな市にも結構できているわけなんです。行政も何らかの感じで携わっているんじゃないかと思いますが、子供食堂についてお聞きし

ます。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

子供食堂は、おっしゃられたようにテレビで最近、流れておりますが、子供が1人で行ける無料または低額の食堂です。地域食堂であるとか、みんな食堂という名称のところもあります。

子供食堂自体は、民間発の自主的、自発的な取組となっております。始まりは、2010年代、孤食の解決、孤食、独りで食べるですね、子供が親のいないときに独りで食べる、そういった問題の解決ということで、子供たちと大人のつながり、地域のコミュニティの連携の有効な手段として、日本各地でその数が急増したと言われております。当初は貧困家庭の子供や親子と限定しているところもありましたけども、今、多くは子供の居場所づくりや孤食の防止、多世代の交流、地域づくりを目的としており、そういった運営を行っております。あくまでも民間の運営となっておりますので、経費や運営に携わる人についても、全てボランティアで行っているという現状です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 大体分かりました。

ただ、香取市では、統廃合した学校を使っているところもある。それは行政からただで借りて運営しているというわけで、ボランティアでやっているみたいですが、市会議員の方も結構そこに、選挙運動の関連ででしょうが、結構子供食堂にお手伝いに行っている人がいて、それも、結構子供たちも集まってくる。

ただ、今、親のいないとか貧困とか、失礼なことを言っちゃあれですが、昨日の鈴木さんの就学助成金がないのが大変な家庭のというやつだから、そういう関係で子供食堂というのはつくって、それが大人たちも行って、結構にぎわいも増しているみたいですから、全部民間がこれはやっているみたいですが、別に私が立ち上げるとか何とかではないですが、神崎でも1つぐらいは欲しいなという感じで議会で取り上げたんです。この問題を出すときには、神崎のある程度の、私の議会だよりを、議会だよりやかけはしを見れる奥さんらが、寶田さん、子供食堂ということも行政にちょっと働きかけたらというのが発端だったです。分かりました。

時間もないから、次にいきます。

1月30日に香取市で女性模擬議会というのが開催されまして、私が傍聴に行きました。神崎町では中学生の模擬議会は何回か行われておりますが、男女共同参画で、女

性の社会進出を目的として行われたようですが、大好評でした。議員席に議員が22名いる中で、22名はいっぱいになりませんでした。十七、八名の女性の方が出て、それで一般質問を、全員じゃないな、3分の2くらいの方がやりました。それには相当、執行部とのすり合わせ、ヒアリングだとか打合せがあったから、それなりにうまくできた、私が傍聴していた限りはよかったなというような気がします。市長は市長なりにも、もうその前に打合せがあるから、それなりの答弁はしておりました。

神崎でも、農業委員はこれから次の議案で出てきますが、農業委員にも女性枠が1人とか、あとは農協理事にも女性枠で1人います。鈴木議員は、町会議員も女性枠は1人取れていても、一般選挙ではそれは難しいんじゃないかといって私が鈴木議員には話をしましたが、今回、私がこれ、通告を出したら、寶田さんも私と同じような考えですねと言って言っていたので、女性議員を増やすためにも、こういう企画はどうなんですか。これは執行部がやっただか何だか、香取市は分からない。女性の河野節子さんが議長だったから、河野節子さんが大分働きかけたか何だか分かりませんが、町長、こういう企画はどうですか。

○議長（高柳 智君） 廣瀬総務課長。

○総務課長（廣瀬 裕君） 女性共同参画につきましては総務課所管となっておりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

男女共同参画、こちら、性別にかかわらずお互い尊重し合い、誰もが職場、学校、地域などあらゆる分野で活躍できるような社会を目指すということで、国を挙げて取り組まれているところでございます。

議員おっしゃいました香取市の女性模擬議会については、女性の政治参画を推進し、女性の視点から住民の声を反映させる一つの手段として考えられるということで開催されたというふうに承っております。

一方で、男女区別なく、対等な関係を重視して、性別の固定観念にとらわれないことが大切であるというふうにも考えられております。女性だけに限定したイベントの開催を控える自治体もあると聞き及んでおりますので、現段階では本町で女性模擬議会の開催をやるというようなことは予定してございません。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 予定はしなくても、それはそれなりに、ただ私は提案したんですが、町長、どうですか。町長の考えとしては。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えをいたします。

男女共同参画ということが前提にあるのかなと思いますが、お話をいろんなところに聞いてみますと、やはり市部と町の部では大分状況が違うのかなというふうに思っています。やはり、現実には我が神崎町の中で女性を10人集めるというのはなかなか大変なのかなというふうに思います。そしてまた、それを議会のほうで全部セッティングしていくという形になるのも大変なのかなというふうな気がちょっとしているところでございます。当面は、共同参画のそういう講習会的なものをやっていったほうが、私は現実的には身になるのかなというふうには思っているところでございます。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 私は、女性のあれですが、10人は神崎で集まるとは思いますが、もし募集したら。これは私の考え。

私がちょっとこれを持ち出したのは、神崎町では、初めて女性議員、鈴木節子議員が誕生しました。もう12年以上、4期かな、全部やると16年になります。挑戦した人は何人かいますが、女性の議員は鈴木節子議員が初めてです。私は、私のほうが先に議員になっていましたが、女性の考え、また鈴木節子さんは共産党の考えで、それはそれなりに、女性の議員が入ってきてよかったなという思いがします。ただ、ここで、私は全員協議会で議員控室では鈴木さんの隣にいますが、「寶田さん、私はもうくたびれた」といって言っています。次はどうだか分かりませんが、ここで女性議員1人がいなくなっちゃうかなというので、提案、これを質問の材料にしたわけです。

鈴木節子さんの後継者じゃないけども、戦後、日本は、女性の進出が、市川房枝さんから、国会議員で土井たか子さん、いろいろあります。最近では東京都知事。もしかすると昨年は、日本の総理大臣も女性になるか、アメリカ大統領も女性になるかと思ったが、まだそこまではいかなかったもので、どうしても、鈴木さんもまだまだ頑張ってもらいたいですが、「3階まで上がってくるのは、寶田さん、疲れる」といって言っていますので、女性の人1人、議員はどうしても欲しいなというような感じで。女性は女性の意見として、私はもう十何年間、鈴木さんの意見をよく聞いておりました。基本的な考えは私とは違いますが、でも、それはそれなりに鈴木さんとは議論をしていました。

最後の問題。町長の行政報告の中でもありましたが、年度内に用地取得を進めている、減額補正にも……。成田神崎線ですよ。これは通告したから言わなくてもよかったんだけど、成田神崎線で、町長の用地取得を進めている、課長の話も、何人かの質問でも用地取得を進めている、減額補正もなしで、補正予算の継続費にもない。年

度内、3月31日までには、予定していた、予算が通った用地は取得できるんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

予算の減額補正がないものに関しては、12月で継続費を組みましたので、通次繰越しというような形になってまいります。昨日も、また12月のときにもお話ししたわけですが、年度内で全ての契約が終わるというようなことではありません。ただ、地権者の皆様のご理解というものはいただいているような状態で、あとは手続的なところでというようなことですので、近々でいいますと、植房農村館の用地の契約というものが、近々では進められるような状態になっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 課長、議会の答弁は、録音も取っていて、記録も取っているんだから大事だと思います。

年度内に用地取得、町長の行政報告にもあった。これ、2回目ですよ。声も大きくなりますよ。年度内に取得。12月の池田さんの質問だったかな。年度内にはできずと言って、言い切ったつもりだと思います。私の見解では。そうは言ってないとは言うかもしれないけども。年度内、用地取得できないだろう。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

年度内に全ての用地の取得というのは、できる状態ではありません。ただ、地権者の皆さんに、本当にご理解といたしますか、同意といたしますか、はいただいておりますので、手続を進めていくようなことは可能な状態です。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 押し問答をやっているもしようがないんだよね。できないならできない。そのほうが気が楽になるんじゃないですか。何とかかんとか、こう引っ張っていてあれですが、3月31日まではできない、だから継続、繰越しと言ったほうがいいじゃないですか。いいや。言いたくなければしようがない。押し問答になって、時間ばかり取っていて。

町長、昨日は、3年前に形が見えなけりゃしようがないからといって工事に入った。実質、もう、町長、6年前ですよ。確かに石橋町長の頃には机上の空論だった。椿町長になって、即、立野からの切土が始まった。これは意気込みがあるな。町長、もう

町長になって6年ですよ。昨日は3年と言ったけども、6年前に見えるような形を造るといった上で、重機を入れて、切土だ。立野からの切土は即着手した。これは早いかなと思ったんですが、あれから6年、なかなか進まないですよ。でも、意気込みは強かったから、これは早めにできるかなと思ったんだけども、結果的にはあと10年、計画が出てから25年。あまりにも長過ぎる。執行部はまだ分かりませんだろうけども、議会としては、これは特別委員会をつくった。行政に関して、執行部に。この問題は、しかも13億円も総額かけて、毛成堀籠線や新宿松崎線とは違って、単純的に植房の道路は長い年月がたっているわけなんですよ。

取りあえず、町長。これはやっぱり、今の計画であと10年はかかるわけですか。それと、短縮はできないか。場合によっては延びるんじゃないかなとも私は危惧するものですが、どうですか、町長。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えをいたします。

昨年、提示いたしましたように、改めて正式な数字、年月を提示させていただきました。これも、私、三、四年と言いましたけども、元年に就任して6年とは言いますが、実質、私、予算を持ったのは2年以降でございますので、それ以降から始まったというのが現実的なところでございます。そうした中で、やはり実際に工事をやってきて、早く進めましょうということでやってきた中で、こういう具体的なものが見えてきたということでございます。今の段階で見えているのは、やはりその10年というようなことでございます。

以上でございます。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 2月26日に植房に説明会に行きました。これは植房の地区からの要望、それとも町からの今現状の報告とって提案したわけですか。これに関して、どうなんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

植房地区からの要望もありました。また、継続費の設定もありまして、先々の計画も出たことから、区長さんと相談して2月26日に実施というような運びになりました。以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 町長は出席しましたか。それと、町長、地権者に、町長に

なって6年たったんだけど、挨拶に行きましたか。それと、今、町長は10年はかかるほかないとって、10年は私らも、あ、そうかと聞きますが、延びることはありませんか。この3点、聞きます。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えをいたします。

私は直接地権者とお会いをしておりません。

以上でございます。

○10番（寶田 久元君） 説明会。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 説明会についても、私は出席しておりません。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 10年は年数は聞きましたが、10年以上に延びるようなことはありませんか。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 今はじいた金額が、あるいは工期がということで出しておりますので、その10年でということでございます。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 最後の質問。石橋課長、令和7年度に、農村館、消防庫の移転は完了しますか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

令和7年度に造成を行って、8年度移転というような計画で計画しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） それは農村館も消防庫も一緒ですか。令和8年度にできるわけなんですか。消防庫も全部。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

植房農村館、消防庫、ホース乾燥塔、防災無線といった一連の施設、こちらは、令和8年度に完成できるよう計画しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） この前の全協で、この長い行程表をもらいました。共用から、この計画どおりには、今までの計画どおりには私は進んでなくて延びる、延びるという言っていますが、現実には延びてしまっている。町長は10年なら10年の予算でできますからと言って、短縮はできないような話です。

一般質問はこれで終わりにします。

今回の一般質問は、10名の議員の中、何と7名の議員が質問しました。皆さんよく調べて、良い質問をしました。定数が10人になってから、7名の議員が質問したのは一番多かったと思います。以前、16名のときには12名が最高だったと思います。一般質問は議員に与えられた特権なので、10名全員がやることだと私は思います。

執行部の答弁も、通告してあるから、しっかり答えて責任を持ってもらいたいと思います。昨日、町長は状況によって答弁も変わるとは言いましたが、これも予算の問題で変わったとは思いますが、ただ、記録を取っていますので、県議会でも国会でも議場の質疑は録音されているので、その場しのぎでは私はないかと思います。

以上で一般質問を終わりにします。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） 先ほどご質問いただきました県営水道の給水エリアについてですが、一部エリアを含めまして、県内11市町村、千葉市、習志野市、船橋市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、松戸市、印西市、市原市、佐倉市、成田市となっております。

あと、もう1点ご質問ありました、水道料金の神崎町の、県内どのぐらいの順位かというご質問です。令和3年4月現在ですが、口径13ミリで20立米使用した場合、県内44事業体中32番目という順位になってございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 県営水道に関しては、もう質問は、時間もないから、委員会で、私、まちづくり厚生常任委員会ですから、水道事業のところで細かく聞きます。県がそんなに大きな市に県営でやっているのは、私は、おやと思ったので、細かくは委員会で聞きます。

議長、終わり、これで。

○議長（高柳 智君） 以上で、10番 寶田久元議員の質問を終わります。

ここで休憩いたします。議場の時計で15時15分まで休憩いたします。

（午後2時58分）

○議長（高柳 智君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 3 時15分）

◎日程第 2 議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第 2 議案第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、法務大臣に人権擁護委員の候補者として鏑本進氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

鏑本さんは現在69歳、住所は神崎町小松132番地 1 であります。職歴としましては、昭和53年 4 月から平成28年 3 月まで神崎町役場に勤務し、その間、社会福祉協議会事務局長をはじめ、教育課長、保健福祉課長、町民課長を歴任された後、平成28年 7 月から人権擁護委員として人権思想に関する啓発と人権擁護運動などにご尽力されております。現在は香取人権擁護委員協議会にて協議会会長としてご活躍をされております。

今後引き続き、令和 7 年 7 月 1 日から 3 年間ご尽力いただきたく、再度推薦するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 選考の基準がありましたら、教えてください。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） それでは、選考の基準についてご説明をさせていただきます。

こちらの選考基準につきましては、提案理由の中にもありましたが、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定によるものでありまして、この委員につきましては町内に在住

する方で、議会の推薦を経てから国へ推薦をするということになってございます。特段、学歴等の、そういった要件等はございませんが、地域社会における人権活動において熱意を持って精力的に活動してくれる方を推薦するということになってございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第2 議案第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第3 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第3 議案第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に人権擁護委員の候補者として鎌田貞隆氏を推薦するため、議会の意見を求めるものであります。

鎌田さんは現在、武田にあります曹洞宗高源院の住職をされており、年齢は54歳であります。経歴としましては、平成7年3月に大本山永平寺別院長谷寺にて僧として身を立てる資格を得て、平成17年6月に宗教法人高源院住職に任命されております。令和元年7月1日から人権擁護委員として人権思想に関する啓発と人権擁護運動に努められており、現在は香取人権擁護委員協議会人権教室運営委員として町内小学校で

の人権教室開催などにご尽力をされております。

今後も引き続き、令和7年7月1日から3年間ご尽力をいただきたく、再度推薦するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今、町長の提案理由で任期は3年だと言いましたから、鎌田貞隆さんはこれで再選すれば、3期目になって過去6年やったわけですね。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えいたします。

寶田議員がおっしゃるとおり、既に2期これで終了ということになりますので、現在6年、経験年数は経過しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 6年前とすると、これは椿町長になってからかな。これは2回目の質問だけれども、椿町長になってからですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えいたします。

鎌田さんが初めて人権擁護委員さんになられたのが令和元年7月からということになりますので、町長の任期中でございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 椿町長になってから、それはそれでいいです。過去6年間、熱意を持ってそのとおりやったでしょうが、選考の基準にあって擁護委員法、何て言うかな、人権擁護委員の資格で一生懸命6年間熱意を持ってやったわけですが、まさに町長の提案理由であります、曹洞宗高源院の住職。私の菩提寺なのですが、私がその檀家なのですが、この過去6年間のうちにいろいろな問題がこの人には出たです。人権擁護委員といたら、町が推薦して法務大臣の認可でしょう。町の民生委員だとか何とかもずっと重い。名前そのものも人権擁護委員ですから。それが、この住職さん、熱意を持ってそれは一生懸命やるのはあれだけれども、人格的に私は問題だなと思っていて、今回この議案が配布されてから、あれ、また再任かなと思ったです。例えば、椿一星さんがいる役場の職員が高源院に来たときに、大した問題ではな

いですよ。大きな声で怒鳴って、そのときの課長が金田さんだったか、それで、課長を呼べ。大した問題ではなくて、課長を呼べ、町長を呼べ、そこまで怒鳴ったですよ。私が止めているのにも関わらず、振り切って。それで、金田さんが、今度、それに頭を下げてすみませんでした、すみません。車の止め方が悪いと言え、それだけだったですがね。それで、課長、悪いな。本当に済まない。だって、私が今度、課長に謝ったんです。寶田さんが推薦したらしいね、この鎌田さんというわけです。その当時、誰が町民課長だか、米沢地区に人権擁護委員になるような人はいないかなというわけだから、お寺の住職、僧侶だから、これはちょうどいい人だと思って推薦したわけなのです。そういうことが度々檀家の中でもあったわけです。どちらかというと、弱い人間をいじめるような人なのです。人権擁護委員は弱い人間を、女性だとか、私も弱い人間だから、私でも、激突するけれども、強い人間には言えないです。弱い人間を怒鳴り散らしている。あれが人権擁護委員かなと言われて、私はお寺の檀家、今、副総代をやっていますが、いろいろな問題が役員の私に降りかかっているです。次の任期の時には、考えます。とてやっています。今までやってきました。これ、全員協議会の時に提出されるから、今の総代長、大野英夫さん、顧問の椿建設の会長、椿久宜さんに一応相談して、提案されてしまったです。町長も課長も澤田課長も、地元の私に一言相談あればなと言ったけれども、今からでも、私以外に今、議員が10人だから。4人の議員を募れば、この人は否決されてしまうけれども、どうかなと相談に行ったです。今回はしょうがないだろう。椿さんも大野さんも問題児だとて檀家の中では思っていたです。でも、町長提案で、町長の黒星にもなってしまうけれども、賛成してあげればということで大野さんと椿さんに言われましたので、一応それは報告しました。

今回は私も賛成しますが、意見を求めるということですから、私の意見としてはこういう意見なのです。次は私も議員はやっているかやっていないか分かりませんが、次の任期の時には地元の人と幾らか相談したほうがいいかなというような、それは人権擁護委員の基準に載って推薦しただから、でも、それは役場の課長、町長で身近な人らにはもう少し意見を求めたほうがいいかなというような気がしましたので、発言したところです。

以上です。

○議長（高柳 智君） 質問ですか。

○10番（寶田 久元君） いや。意見です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございますか。

1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 人権擁護委員というのは大変デリケートな仕事というふうに理解しておりますが、女性の応募とか、あるいは推薦というものについて、今回はどうだったのか、それと同時に、今後、女性の起用というのは考えているのかどうか、お聞かせください。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

現在、神崎町に在住の方で人権擁護委員さんになられている方は3名いらっしゃいます。そのうちお二人が今回、議案で挙げさせていただきました鏑本さんと鎌田さんで、そのほかに小松在住の巻島正代さんという方、女性の方が現在人権擁護委員さんのほうを務めていただいております。基本的に国からもできるだけ男女共同参画ということで、女性の委員さんということもございますので、これからは女性委員さんにつきましてはできる限り推薦していきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに。

2 番 鈴木議員。

○2 番（鈴木 司君） ちょっとお聞きしたいのですが、人権擁護委員って何名必要なのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） 質問にお答えさせていただきます。

こちら、人権擁護委員は国からが委嘱されるボランティアということになってございます。こちらのほうもこの定員数に関しましては国から示されてくるものがございまして、神崎町に関しては3名ということで決ってございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

4 番 大原議員。

○4 番（大原 秀雄君） この擁護委員はどんな仕事をやっているのですか。

○議長（高柳 智君） 澤田町民課長。

○町民課長（澤田 達也君） ご質問にお答えさせていただきます。

人権擁護委員さんの活動といたしましては、当然人権相談、町の町民相談の時に合わせて人権相談というものを行っておりますが、そちらのほうの相談員を務めていただく。また、提案理由の中にもありましたが、小学校で人権教室のほうを開催をする

際にそちらのほうへ行って、講師としていろいろお話をしていただく。また、この人権活動の普及啓発ということで、道の駅やあるいは町民祭り等で啓発等に携わっていただいています。

以上です。

○議長（高柳 智君） 4番 大原議員。

○4番（大原 秀雄君） 我々はこれを出されて、はい、そうですかということでお聞きしていましたけれども、今、實田議員のほうから、そういう性格であるというのを初めてお聞きしたわけでございますが、そういう方ってふさわしくないのではないですか。人権委員の仕事やいろいろなものをやるということ、そういうものは、實田議員曰く、今回はしょうがないから賛成してやれと先輩方から言われたとお聞きしましたけれども、もしそれが本当なら、やはり人間的にふさわしくはないですよ。そう思います。

○議長（高柳 智君） 質問ですか。ご意見ですか。

○4番（大原 秀雄君） 意見です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございますか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件に同意する方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高柳 智君） 挙手多数。よって、本案は同意されました。

◎日程第4～日程第11 議案第3号～議案第10号の一括上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第4 議案第3号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第5 議案第4号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第6 議案第5号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第7 議案第6号 神崎町農業委員会委員の

任命につき同意を求めることについて、日程第8 議案第7号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第9 議案第8号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第10 議案第9号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第11 議案第10号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては全て農業委員の任命にかかる案件でありますので、一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 第3号から第10号の神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年4月18日で任期満了を迎える神崎町農業委員について、新農業委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。候補者の選出については同法第9条第1項の規定により、募集を行ったところ、8名の推薦及び応募がありました。

議案第3号、青野政子さんは、住所は茨城県稲敷郡河内町金江津607番地の5で、昭和36年10月1日生まれの63歳です。平成25年8月から農事組合法人こうざきめぐみ農場で農業に従事し、主に神崎神宿地先で水稻38ヘクタール、麦・大豆12ヘクタールを作付しております。農事組合法人こうざきめぐみ農場からの団体推薦になります。

議案第4号 飯田千春さんは、住所は神崎町武田771番地の2で、昭和42年4月9日生まれの57歳です。昭和63年4月から現在に至るまで北総東部土地改良区に勤務し、平成28年4月から令和元年3月まで農地利用最適化推進委員としてご尽力されております。令和元年4月から現在に至るまで農業委員としてご活躍されております。本人からの応募になります。

議案第5号 石橋一博さんは、住所は神崎町郡1367番地で、昭和42年8月21日生まれの57歳です。農事組合法人神崎東部の代表理事で、主に郡大貫地先で水稻75ヘクタール、麦・大豆25ヘクタールを作付しております。令和4年4月から現在に至るまで農業委員としてご活躍をされております。農事組合法人神崎東部からの団体推薦になります。

議案第6号 石橋公夫さんは、住所は神崎町立野487番地で、昭和31年1月1日生まれの69歳です。昭和50年10月から平成28年3月まで神崎町役場に勤務し、その間、立野ファミリー協業組合の平成5年設立時から組合員として集落営農組織の運営にご

尽力されております。主に立野地先で水稻24ヘクタールを作付しております。令和元年4月から現在に至るまで農業委員としてご活躍されております。立野ファミリー協業からの団体推薦になります。

議案7号 石橋健一さんは、住所は神崎町古原甲42番地で、昭和46年12月18日生まれの53歳です。平成23年に親元就農し、現在は認定農業者として古原地先で水稻・甘藷を5ヘクタール作付されております。平成28年4月から現在に至るまで農地利用最適化推進委員としてご活躍されております。神崎町野菜出荷組合からの団体推薦になります。

議案第7号 岡野かよ子さんは、住所は神崎町小松286番地で、昭和24年3月13日生まれの75歳です。小松営農株式会社の取締役として農業経営を担っており、主に小松並木地先で水稻50ヘクタール、麦・大豆30ヘクタールを作付しております。令和4年4月から現在に至るまで農業委員として活躍されております。小松営農株式会社からの団体推薦になります。

議案第9号 後藤英雄さんは、住所は神崎町大貫990番地で、昭和24年5月20日生まれの75歳です。昭和43年から平成15年まで航空自衛隊に勤務し、平成21年から社会福祉協議会米沢地区会長をはじめ、高校運営協議会委員、米沢小学校評議委員を歴任された後、令和6年7月から現在に至るまで中立的な立場の農業委員としてご活躍をされております。本人からの応募になります。

議案第10号 椿正之さんは、住所は神崎町毛成1016番地で、昭和35年6月10日生まれの64歳です。農事組合法人KRCの理事として農業経営を担っております。毛成地先で水稻45ヘクタールを作付しております。令和4年4月から現在に至るまで農業委員としてご活躍をされております。農事組合法人KRCからの団体推薦になります。

以上8名の方々は行政執行に対しても前向きに取り組んでおり、農地等の有効利用と農業行政の活性化を推進していただける方々であります。

なお、委員の任命に当たっては、認定農業者を委員構成の過半数とすることや農業委員会の所掌に属する事項の監視、利害関係を有しない者を含むことが必要であり、年齢、性別等に偏りが生じないよう配慮するとされております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 池田委員。

○1番（池田 孝幸君） 農業委員の選出に当たって、茨城県の稲敷から青野さんという方が一応名前が挙がっておりますけれども、他県でもいいということで、この選定

の中で抵触しないのか教えてください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

農業委員の選出に関してですけれども、委員の選任に関する規定というものがございいます。この中で候補者の資格として町職員でない者、農業委員会法第8条第4項の規定に該当しない者とあります。農業委員会法第8条第4項の規定ですけれども、こちらは破産手続の開始の決定を受けて復権を受けていない者、禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者というような規定がございいます。こちらに抵触しない委員ということで、今回、県外ではございしますけれども、農事組合法人こうざきめぐみ農場において農地の貸し借り等も中心的に担っておられる青野政子さんが推薦として挙がってきている状態です。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） この農業委員、元は立候補制でやっていて、この農業委員会法が変わって、これで何期目になるわけですか。それと、町長の提案理由では、募集したから推薦がこれだけ受けた。個人の、やっぱり立候補しているみたいな人もいるし、本人からのあれだし、団体推薦が多いみたいですが、これ、町内、うまくバランスよく、こうした候補者が出たなとは思いますが、これは出来レースかなとは思いますが、そうではないと思いますが、まず、これ、今回で改選が何期目なんですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

平成28年の4月19日からの任期が改正農業委員会法による農業委員さんということになりますので、3期が終えて、今度4期目ということになろうかと思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 4期目ですか。これ、募集して応募しなかったから、しようがないけれども、町内均一に推薦されています。新区からは1回も出ていないですよ。これは募集しても、手を挙げるか、推薦しないから、しようないですが、今回もそういう議論があったのですが、新区からは推薦しませんでした。3回で1回もないです。新区、武田と新の座談会も新区は飛ばして、武田と一緒にしろと言いながら、でも、新区は新区なりに一地域になっていますから。区長は区長、実行組合は実行組

合長がいる。武田、新とては言いますが、武田には飯田さんが何年もやっていますから、これはそれとしてもいいですが、今回のこの農業委員に関してはいいけれども、この下部組織があるでしょう。下部組織はどのように推薦ですか。それは議会の同意がなくてもいいわけなのですから、この下部組織に7名いるわけです。どのようになっているのですか。まず、新区から手を挙げなかったけれども、1回も回ってきません。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

今回は新区からの推薦であるとか、立候補者はいなかったということで、過去3期についても同様の状態であったということです。下部組織というお話がありましたけれども、農地利用最適化推進委員のことかと思いますが、農地利用最適化推進委員に関しては農業委員会で任命するということになりますので、これは農業委員が選任されましたら、最初の総会の際に農地利用最適化推進委員の任命を議案にかけてというようなことになります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 立候補制、手を挙げるのではなくて、この8名の農業委員が推薦するわけですか。これが最後の質問だからまとめてやるよ。

立候補制は取らない。この農業委員の中で地域のバランスを見ながらやる。武田にいる、立野にいる、大貫にいる、当然、新区は回ってこないよね。農業委員の中でもそんなに偏ってしまったら、しょうがないから、もっと下場でないところへ回すだろうけれども、あまりにも不公平ではないかなと思いますが、以上です。新区には1回も回ってきません。

○議長（高柳 智君） 質問ですか。

○10番（寶田 久元君） 質問。

○議長（高柳 智君） なぜ回ってこないかということですか。

○10番（寶田 久元君） だから、そうなのだ。だったら、答弁それいいよ。だから、農業委員が決めるんだろうけど。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

農地利用最適化推進委員に関しましても農業委員と同時期に公募をかけまして、募集を行っております。それで、応募いただいた方、また、推薦制の推薦をいただいた

方といったところで農業委員会で選任をするというようなことになります。

以上です。

○10番（寶田 久元君） 議長、4回目になるけれども、答弁が、いいですか。4回目の。だから、今の答弁に関しての質問。

○議長（高柳 智君） 3回目ですか。

○10番（寶田 久元君） 3回やってしまった。ちょっと認めてくれよ。答弁がおかしいから。だから、答弁が漏れてしまった。

○議長（高柳 智君） 答弁が漏れています。

○10番（寶田 久元君） 漏れている。石橋さん、農業委員会で決めるって言いましたよね。私の3回目の質問。今、3回目の答弁で、応募をかけるとも言いましたよね。だから、手を挙げてもいいですか。それは。答弁漏れたべ。ちゃんと、石橋さんとはどうも堂々巡りになってしまっとな。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

今のは新区から今から農地利用最適化推進委員に手を挙げてでも差し支えないかというようなご質問ということで解釈をして説明させていただきますけれども、募集期間というのはもう年内で終わってきてしまっておりますので、候補者につきましては今、もう公開もさせていただいています。

以上でございます。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） この農業委員の定数を知りたいので教えてください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

8人になります。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3番 椿議員。

○3番（椿 浩一君） 今8名ということで、今回8名、推薦と応募を入れてぴったり8名なのですけれども、この人たち以外に応募・推薦等、ほかにはなかったのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

こちらの8人だけ応募・推薦があったという状態です。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。採決は1件ずつ行います。

日程第4 議案第3号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

続いて、日程第5 議案第4号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

続いて、日程第6 議案第5号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

続いて、日程第7 議案第6号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

続いて、日程第8 議案第7号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

続いて、日程第9 議案第8号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

続いて、日程第10 議案第9号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

続いて、日程第11 議案第10号 神崎町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第12 議案第11号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第12 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

令和4年6月17日、刑法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年6月1日から施行されることとなりました。刑法等の一部改正は侮辱罪の法定刑引上げなどが報道で広く知られているところですが、ほかに拘禁刑の創設も行われており、懲役及び禁錮の刑罰が廃止され、拘禁刑に一本化されます。

本案はこの法改正に伴い、関連条例を関係整理条例として一括で改正するもので、対象となる条例は神崎町議会の個人情報保護に関する条例、神崎町個人情報保護法

施行条例、神崎町一般職の職員の給与に関する条例、神崎町公害防止条例、神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例、神崎町水道水源汚染条例、神崎町消防団条例の 7 条例であります。

主な改正内容は、各条例全般に懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改正するもので、施行日は法改正と同じく、令和 7 年 6 月 1 日です。なお、本改正に当たり、罰則規定にかかる千葉地方検察庁との協議は令和 7 年 1 月に完結しているところでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 13 議案第 12 号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第13 議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第12号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和 7 年 4 月より段階的に施行されることに伴い、関連する職員の勤務時間、休暇等に関する条例の深夜勤務及び時間外勤務の制限対象となる育児または介護を行う職員の子の年齢を 3 歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に見直す等の改正を行うものであります。なお、実施時期につきましては令和 7 年 4 月 1 日からいたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 14 議案第 13 号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第14 議案第13号 神崎町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第13号 神崎町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は非常勤特別職の報酬額について、昨今の社会情勢と近隣市町の状況を鑑み、見直しを行った結果、年額及び月額で支払う報酬を現行額改定前とほぼ同額に、また日額で支払う報酬を1,000円引き上げ、6,000円に改定するものであります。今回の改定は平成18年の町行財政改革プランに即して実施された報酬減額改正以来の見直しとなります。この改正による影響額は年間450万円であります。なお、本改正に伴う報酬額見直し案に当たっては、1月30日開催しました特別職報酬等審議会に諮問し、報酬の引上げ改定は妥当である旨の答申は得ております。改定の実施時期は令和7年4月1日からといたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第15 議案第14号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第15 議案第14号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第14号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は人事委員会勧告に基づく給与制度の改正のため、国・県に準じ、新給料表への移行、諸手当の見直し等及び地域手当の支給を行うものであります。主な改正内容ですが、行政職3から7級の初号近辺の号給を削除した新給料表への移行及び号給の切替え、扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当等の見直しや定年前再任用短時間勤務職員等に対して支給対象外となっていた住居手当の見直しとなります。また、国による地域手当の支給地域の単位、給地区区分等が見直されたことに伴い、2%の地域手当の支給を行います。実施時期につきましては令和7年4月1日からとなります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 1 6 議案第 1 5 号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第16 議案第15号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第15号 神崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和7年2月7日に公布されたことにより、神崎町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、基礎課税分及び後期高齢者支援金分の賦課限度額の引上げと低所得者に対する軽減判定基準の引上げをするものであります。影響額については限度額引上げが約11万円の増額、軽減判定基準引上げは約16万円の減額見込みとなります。施行期日は令和7年4月1日です。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 1 7 議案第 1 6 号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第17 議案第16号 神崎町敷設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第16号 神崎町敷設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、敷設工事監督者及び水道技術管理者の資格に必要な学歴及び学科要件の追加並びに実務経験年数の見直しを

行うため、当該資格に関する本条例の一部について所要の改正を行うものであります。
よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 18 議案第 17 号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第18 議案第17号 神崎町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第17号 神崎町消防団条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は年々減少傾向にある消防団員の処遇改善を図るため、本条例の一部を改正するものであります。内容は、年額報酬の改定として団員の年額報酬を2万5,000円から3万6,500円に改めるものであります。これにより、地域防災力の中核的役割を果たす消防団活動の充実が図られ、安全で安心なまちづくりの推進に寄与されることが期待をされます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 19 議案第 18 号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第19 議案第18号 指定管理者の指定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 本案は発酵の里こうざきの指定管理者として指定する候補者について、神崎町地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例第6条及び地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会に上程するものであります。

本施設の指定管理者の選定につきましては、本施設を単なる直売所、商業施設とし

ただけではなく、町全体の活性化の拠点として公共サービスの水準を確保するため、また、防災の拠点として災害時に対応していくため、町の資本を投入した第三セクターである次の団体から指定申請書を徴し、2月4日に開催した神崎町公の施設指定管理選考委員会において議案のとおり、団体名 株式会社発酵の里代表取締役椿等、所在地 千葉県香取郡神崎町松崎855番地が候補者として選定されました。なお、指定管理期間は令和7年4月から令和12年3月までの5年間となります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第20 議案第19号の上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第20 議案第19号 神崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第19号 神崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令等の公布に伴い、本条例中の関係箇所について所要の改正を行うものであります。

主な改正点は、児童福祉施設等の食事の提供にかかる栄養管理について法律の改正により、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるよう、条例中の語句の修正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第21 議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第21 議案第20号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第20号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年12月定例議会において変更契約の承認をいただきました道の駅改修土木工事神崎パーキングエリア接続部造成の再度の契約変更でございます。この工事は入札予定価格が5,000万円を超えることから議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、契約の変更について議会上程するものであります。

主な変更点は、圏央道外回りパーキングエリアとの接続部分の構造変更に伴う地盤改良工の追加及び軽量盛土工の減少により、契約金額を変更するものであります。また、圏央道パーキングエリア造成工事に遅れが生じており、本工事にも影響を及ぼしていることから、工期延長も併せて行うものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） これはマイナス、安くなることはいいのですが、この安くなる経緯を教えてください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

一番大きなところで、先ほど町長の提案理由にございました、外回りパーキングエリアとの接続部のボックスの施工に当たりまして、施工業者との協議を行っていた中で、もともとの設計の工法よりもやりやすい工法、そして安価な工法があるというようなことで、そちらの工法に見直しをしたものでございます。地盤改良工事、10メートルの地盤改良を行って軽量盛土工の量を減らすというような施工の方法で、最終的に3,000万の減額というような契約になりました。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今、条例改正のものですが、議案11号から議案21号まで一括審議でやっていて、それで全部で3回しか質問できないですか。一項目で3回ずつですか。

○議長（高柳 智君） 一括審議はしていません。今までの提案までです。審議に入

っていないです。

○10番（寶田 久元君） だって、今、審議。

○議長（高柳 智君） 今のは議案20号です。20号に対する、契約変更ですから。条例改正以外を質疑、採決まで入ると説明いたしましたよね。

○10番（寶田 久元君） では、条例改正の質疑はできないですか。

○議長（高柳 智君） 後日行いますので、今日はできません。

○10番（寶田 久元君） そうか。条例改正の質疑はできないわけか。

○議長（高柳 智君） はい。提案までで止めていますので。

○10番（寶田 久元君） 提案までで。

○議長（高柳 智君） はい。

○10番（寶田 久元君） 21号までのは一項目で全部で3回だけか。

○議長（高柳 智君） 違います。一議案で3回。

○10番（寶田 久元君） 一議案で3回でしょう。

○議長（高柳 智君） それは変わらないです。

○10番（寶田 久元君） そうかそうか。じゃあ、分かった。

○議長（高柳 智君） 最終日。それでやりますので。

○10番（寶田 久元君） 分かりました。質疑は最後の2つだけか。

○議長（高柳 智君） いや。補正もございますので。

○10番（寶田 久元君） 補正ではなくて、今、提案したのが、だから、20、21号は質問していいのか。

○議長（高柳 智君） 今は20号ですから、20号の質問はオーケーです。

○10番（寶田 久元君） 21号もいいですか。

○議長（高柳 智君） 21から補正ですので、補正もオーケーですし、最後の契約ですか。契約もオーケーです。審議まで入る予定です。

○10番（寶田 久元君） 今、21号も提案していなかったか。

○議長（高柳 智君） まだ20号です。

○10番（寶田 久元君） 20号。あ、そうかそうか。分かった。はい。

○議長（高柳 智君） よろしいですか。

○10番（寶田 久元君） 分かった分かった。どうもね。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） 工期についてですが、これは現状、先ほど、6年の12月とい

うことで契約はされたのでしょうか。当初の契約はいつですか。

○議長（高柳 智君） 契約日ですか。契約の終期ですか。までですか。

○1番（池田 孝幸君） はい。要件は終期を知りたいんですが。

○議長（高柳 智君） 工期の終わりを聞いています。

○1番（池田 孝幸君） この契約の中で要は工期は延びたのか、あるいは縮まったのか教えてください。

○議長（高柳 智君） 議案に工期は3月31日までを11月28日限りに変更と出ていますが、そのご質問でよろしいのですか。

○1番（池田 孝幸君） はい。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

工期、議案に記載のとおり、現状、7年3月31日限り、こちらを7年11月28日に延期するというような変更がございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） 契約成立した日の翌日からというふうになっておりますが、これ、実際には契約が成立するというのは大体どのぐらいの日程を考えているのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

この契約が成立した日というのは、一番最初、当初契約をした令和5年12月8日を指します。ですので、工期が令和5年12月8日の翌日から、変更後は令和7年11月28日というような見方になります。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。異議がありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありますか。賛成討論はありますか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。

よって、日程第21 議案第20号 工事請負契約の変更についてを採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 2 1 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第22 議案第21号 令和6年度神崎町一般会計補正予算第7号を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第21号 令和6年度神崎町一般会計補正予算第7号の提案理由を申し上げます。

本予算案は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億900万円とするものであります。その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは1款、町税が合計で3,020万円の増、11款、地方交付税が2億7,333万8,000円の増、15款、国庫支出金では事業費等の確定に伴い、1億1,815万1,000円を減額いたしました。19款、繰入金では、現時点での歳入歳出の実績を踏まえ、財政調整基金繰入金1億9,757万1,000円を減額いたします。20款、繰越金は前年度繰越金1,118万5,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、2款、総務費では減債基金積立金1,290万6,000円のほか、公共施設整備基金積立金に1億2,000万円を計上いたしました。3款、民生費では、物価高騰対応支援給付金給付事業として住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円、またこの世帯に扶養されている18歳以下の子供1人当たり2万円を給付するため、2,152万8,000円を計上し、合わせて繰越明許費を設定いたします。8款、土木費では道の駅改修事業として676万6,000円を計上いたしました。その他の補正につきましては、事業の確定などに伴う減額、育児休業による人件費の減額が主な内容となっております。また、継続費の補正についても合わせて行います。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9 番 高橋議員。

○9 番（高橋 正剛君） 11ページ、地方交付税。地方交付税が2億7,300万と、結構な金額が増額になっていますが、その理由を教えてください。それと、6ページ、継続費。土木費、河川費、補正前と補正後で約3,700万円増になっていますが、この理由も教えてください。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、お答えをいたします。

地方交付税が増額となっている理由であります。基準財政需要額のほうがまず増額となっております。こちらに子ども子育て費または人口減少特別対策事業費といった費目の厚い科になったことが増額の理由であります。また一方で、基準財政収入額は市町村民税の法人税割、固定資産税の土地家屋等が増額となっております。基準財政収入額、基準財政需要額ともに増額となっておりますが、基準財政需要額のほうが増額となった金額が大きかったもので、その差額となりますので、交付税がこの金額、増額となったものであります。

以上になります。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） 今回の継続費の補正について、増額でございますが、当初は伐採などの準備工事を含めて一括で実施する予定でありました。また、設計段階では工事費用を低く抑えるため、大型土のうによる締切を採用しておりました。しかしながら、入札を実施する段階で大型土のうによる締切は困難であることが判明し、鋼矢板による締切へ変更したことで、仮設材の鋼矢板、敷き鉄板の数量が増加することとなりました。また、現地の状況により、地下水低下工、ウエルポイントと呼ばれるものですが、これを実施しないと、護岸基礎部分の地盤改良が行えないことも判明いたしました。これにより、昨年12月に契約した当該工事が約2,583万円の増額となり、契約金額を8,853万1,300円に変更する議案を予定しております。

なお、別工事として発注しました樹木伐採工事についてですが、2回の入札不調により、一括発注では工期内での事業完了が見込めないため、先行して工事を発注いたしました。この工事の設計は当初設計に含まれており、該当する部分のみを抜き出して設計しております。当初設計においての樹木伐採工事の見積りは専門業者が現地を確認して算出した見積額を採用しておりましたが、現地の作業において想定を超える

重量の樹木が発生し、その処分量が増加したことが主な原因であります。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

3 番 椿議員。

○3 番（椿 浩一君） 先ほど、高橋議員のほうから地方交付税の話がありましたけれども、この補正の内容を見たときに、国庫支出金のほうで1億1,000万、県支出金のほうで1,700万と、合わせて1億2,000万以上のマイナスとなっているわけですがけれども、逆に先ほど、高橋議員が言われたように地方交付税2億7,000万円以上のプラスになっていると。国庫支出金だとか県支出金という、何というのですか、その支出金を持つルールというのですか、そういうものがあるとは思っているわけですが、そういったところがマイナスになって、地方交付税がプラスになっているというところで、その関係性というか、大きな要因というのですか、そこ、もう一度確認したいのですが。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、お答えいたします。

まず、国庫支出金、県支出金が減額となった理由でありますけれども、当初の見込みよりも国の配分が少なかったという理由になります。一方で、地方交付税のほうは12億ということで、いろいろな基準財政需要額が増えたということで、子育て対策費であったり、人口減少対策費、そういったところが増えたことによる増額になっております。その部分ですね、交付税につきましては当初予算で若干低めに見ております。その補填のほうを財政調整基金、財政調整基金というのは歳入歳出の一般財源の不足分を調整するために繰り入れるものですから、その辺で当初予算のほうは組んでおります。それが交付税が予算よりも多く来て、国庫のほうが若干減ったというところを財政調整基金で調整しているというような、そういうような予算編成になっております。

以上になります。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

2 番 鈴木議員。

○2 番（鈴木 司君） 先ほど、高橋議員が質問された河川費、神崎川の護岸整備ですね、これ、560万が何で4,300万。ここまで7倍近くかかるというのは見通せなかったのでしょうか。それと、また、工事をやっていくうちにこれでは収まらないと言って、追加のそういう予算、というか、そういうものは請求されることはあるのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（樫 一星君） お答えさせていただきます。

先ほど、高橋議員のご質問にもお答えさせていただきましたように、当初では工事費用を抑えるために採用しておりました工法が実際にはできなかったということで、現地の状況等で設計をもう一度精査するというような状況でございましたので、この工法に関しましては、変更というのは当初はちょっと見込めなかったという状況でございます。また、今後、現状、もう、あくまで今回の増額というのは本体工事にかかる部分ではなく、いわゆる準備工事、仮設工事にかかる部分の増額が主なものとなっておりますので、それ以外の大きな変更というのは今後、絶対ということはないのですが、大きく変わることはないのではないかと予想しております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 2番 鈴木議員。

○2番（鈴木 司君） これで町民の方が納得すると思いますか。町の税金を使って、町民の方が一生懸命税金を払ってくれた、そのお金を使うわけなので、もうちょっと考えて、町民の税を使うということを考えて、もうちょっと仕事をしていただきたいなと思いますが、いかがですか。

○議長（高柳 智君） 樫まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（樫 一星君） 鈴木議員おっしゃられたように、当初予定していた金額より大幅に増加しております。しかしながら、今回の神崎川の護岸工事というのは治水対策上、非常に重要であり、周辺住宅地への浸水被害等の防止観点からも必要なものであると思いますので、実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） さっきはちょっと間違った質問だったのですが、継続費、これも確認ですが、継続費に関してですが、まず、道の駅改修事業、これ全部補正で継続費だけでも、足すと17個なのです。これで道の駅改修事業が終わるわけですか。それと、いろいろな補助金があるでしょうから、町の持ち出しは幾らくらいなのか。それと、神崎川、これ、ちょっとさっき、とんちんかんしてしまっただけでも、26号でもこれ、補正はやるのだけれども、工事請負契約の改正、ちょっとこれ、間違ってしまったけれども、このときには8,800万で、それが今、鈴木さんが質問したのが、ここでは2,600万の増額だったけれども、継続費で最後に1億1,200万、これが最後のもう全部の仕上がりなのですか。これが一つ上。あと、これは大したあれではな

いけれども、14ページ。議会運営事業で、旅費の14万が減額、町長交際費が80万減額。この理由。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

まず、道の駅の改修事業の継続費についてですけれども、一番後ろの43ページをご覧いただいたほうが分かりやすいかなというふうに思うのですけれども、こちらに財源内訳がついております。商工費、土木費というふうに分かれておりますけれども、金額で年割額というふうにございます。實田議員おっしゃったように、約17億というような、足し上げると金額になってくるわけですが、国・県支出金という金額があるかと思います。商工費の部分で4億4,926万6,000円という金額がございます。こちら、全員協議会の際にもご説明させていただきましたけれども、デジタル田園都市国家構想交付金で当初、地域振興施設の部分を改修するというような、新築するというような予定でしたけれども、トイレの部分についても合わせてですね、また、別工事として予定しておりましたレストラン棟の増築等も全部合わせて、今回拡充されました第2世代交付金を充てるというような予定になっております。こちらが2分の1補助ということになっておりますので、4億4,900万、そして土木費につきましては、社会資本整備総合交付金を充てるような形になります。また、この補助の裏の部分を地方債ということで充てております。以前の制度と同じように地方債がつくようであれば、本体工事の部分、補正予算債で4億4,920万の50%が交付税措置がされるというようなことになってまいります。土木費についても2億2,350万、こちらの20%が交付税措置されるというようなことになります。ですので、地方債を充てることによって町の持ち出しを少なくすることができるということになってまいります。

差引きをしますと、一般財源ということで記載があるかと思いますが、道の駅の改修、商工費の部分で1億4,000万、土木費で1億8,000万というような金額が出ております。あとは、N A Aさんの交付金等、充当できるようにということで交渉していくというようなことになろうかと思います。

これで全部かというようなご質問がございました。全員協議会の時にご説明させていただいた中で一番下にコリドールというのがあったかと思うのですが、通路の屋根です。パーキングエリアに屋根がついて、身障者等が歩けるような屋根というのができます。その屋根を道の駅の建物施設までつなげるというような必要があるわけですが、N E X C Oさんの設計と合わせてそちらを行っていくというようなところで、そちらの部分についてはこれから設計等が入ってまいりますので、また金額等変

わってくる部分もあろうかと思えますけれども、本体の工事、また造成工事合わせてこちらの金額で予定をしているというようなことになります。

続きまして、神崎川。どうしようかな。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えいたします。

継続費にかかります神崎川護岸整備事業につきましては、今回、補正させていただきます年割額6年度が6,930万、令和7年度が4,310万円、合計いたしますと1億1,240万円という、こちらの金額が今回の事業にかかります総額ということでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） 池上総務課担当課長。

○総務課企画財政担当課長（池上 至人君） それでは、私のほうから議会運営事業の旅費の減額につきまして、こちらは14万円の減額となっておりますが、年度末、支出がなかった分の減額であります。また、町長交際費の80万の減額であります。令和7年1月末現在であります。79件、62万3,000円の支出、今後の支出を見込んで当初180万円のところを80万円の減額ということで組んでおります。

よろしく願いいたします。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 町長180万で80万も不要額が出てしまっています。いいことだと思います。あと、石橋さん、どうしても一般質問からずっとやっているのだけれども、いろいろな、道の駅に関してだよ、私、最終的にいつも石橋さんは言わないから、堂々巡りになってしまうだけれども、町の持ち出し金は幾ら幾らに、大体17億のうちにNAAからもあるとか、地方交付税の50%、土木費は20%と、それでやるから、概算だけれども、総額道の駅の増築で17億で町の持ち出しはどのくらいになるのですかというのは、石橋さん、一般質問からでもそこらの最後のあれは答弁していないのだよね。どうしてもそれで巻かれてしまう、話で巻かれてしまうのだ。簡単ではないかと思えますよ。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

43ページ。国・県支出金とありますのは交付金の補助金ですので、この金額が入るというふうになります。残った地方債とありますが、地方債の商工費の部分、4億4,920万については、国の補正予算債、昨年、デジタル田園都市国家構想交付金と同

じスキームで動くとするれば、国の補正予算債を取ることによって交付税の措置が50%ですので、この2分の1がまず持ち出しになります。この2分の1が。道路のほうの2億2,300万、こちらを記載することによって20%の交付税措置が入るということです。このうちの80%が持ち出しになるという考え方になります。一般財源を足し上げます。そうしますと、約5億円というような金額になります。

○10番（寶田 久元君） 分かりました。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

本日の会議なのですけれども、議案審議時間確保のため、あらかじめ5時30分まで延長します。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 20ページ、子ども子育て支援事業、大変大事な事業だと思うのですが、児童手当支給事業で1,300万円、保育所共通運営費で1,000万という減額になっているのですが、この理由を教えてください。

○議長（高柳 智君） 浅野保健福祉課長。

○保健福祉課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

まず、児童手当の1,300万の減額理由ですが、昨年度制度改正がありまして、高校生まで支給対象が広がりました。その計算の際に支給時期、以前ですと2月、3月分を4月に払っていたものが、今回それも見越して含んで2月、3月分、4月支払い分を補正予算に含んで計上いたしました。その後、調整しましたところ、2月、3月分、4月支払い分については令和7年度支出になると、翌年度支出になるということで、その分の相当額1,300万を今回減額ということになりました。

それと、その下の保育所の共通運営費1,000万の減ですが、主に保育士の報酬等になるのですが、当初予算要求の段階で30名近くいる会計での任用職員の方の賃金を計算する際に実際には時間、短時間の労働をする方、フルでなくて1日3時上がりだとか、2時上がりとか、早い上がりの方の分も含めてフルの計算で計上してしまいましたので、実際にはその方、短時間ですので、そういった経費はなくて、その分が減額になりましたので、今回補正ということになりました。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

9番 高橋議員。

○9番（高橋 正剛君） 24ページ、天の川公園管理事業27万4,000円の減額となっていますが、これは委託料ということで減額なのですけれども、せっかくきれいになっ

てきたのに、何でこの全額を使って委託してきれいにしなかったのか、これが私の疑問です。それと、26ページ、町道維持管理事業、道路維持補修作業委託料550万円減額になっていますが、これは補修箇所がなかったということなのですが、神崎町を走ってみれば、あちこち補修しなければならない道路があると思うのですが、なぜこれが550万の減額してしまっって補修しなければならないところを直していないのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

まず、24ページの天の川公園に関してですけれども、こちらの委託料につきましてはシルバー人材の方に随時行っていただく手拔きの除草であるとか、そういった作業の委託料を計上させていただいているところです。議員おっしゃったように天の川公園、大変きれいになって良好な環境になってまいりました。確かにこういった委託料を入れてさらにという考え方もあったかと思うのですが、実際に中心で管理していただいている方で非常に良好な状態になってきたということから、今回この分というのを減額させていただいたところです。今後も良好な環境になるように管理を中心に行っている方と進めていければなというふうに思います。

続きまして、26ページの道路維持費の部分です。550万円の作業委託料の減額ということで計上させていただいておりますが、おっしゃるとおり、細かいところで見いきますと、まだ至らない補修が必要な場所というのもあろうかと思っておりますけれども、現状予定しております、また把握しているようなところの中でこの550万を減額したところに対応できるというような施工料であったことから減額をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。

よって、日程第22 議案第21号 令和6年度神崎町一般会計補正予算第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（高柳 智君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第23 議案第22号 令和6年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第22号 令和6年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の提案理由を申し上げます。

本予算案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,900万円とするものであります。その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは1款、国民健康保険税では被保険者数の減少により、1,217万1,000円の減を見込みました。7款、繰入金では歳入歳出の実績を踏まえ、一般会計繰入金163万5,000円を減額し、財政調整基金繰入金を865万5,000円計上いたします。歳出の主なものにつきましては2款、保険給付費では一般被保険者療養費を125万円、出産育児一時金を250万、合わせて375万円を減額いたします。5款、保険事業費では事業費の確定に伴い、特定健康診査等事業費205万3,000円を減額いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(高柳 智君) 異議なしと認めます。

よって、日程第23 議案第22号 令和6年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(高柳 智君) 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長(高柳 智君) 日程第24 議案第23号 令和6年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算第4号を議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(高柳 智君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第23号 令和6年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算第4号の提案理由を申し上げます。

本予算案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,515万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,440万円とするものであります。その補正予算の概要を申し上げます。

歳入につきましては保険給付費の減額に伴い、2款、支払基金交付金、介護給付費交付金として1,007万2,000円、3款、国庫支出金介護給付費負担金856万円、調整交付金186万6,000円を減額いたします。4款、県支出金では介護給付費負担金を356万3,000円、6款、繰入金では一般会計繰入金から介護給付費繰入金466万3,000円を減額いたします。歳出につきましては1款、総務費では食費手当等60万円を減額いたします。2款、保険給付費では介護サービス等諸費で合計3,650万円を減額いたします。3款、地域支援事業費では通所型サービス費を250万計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(高柳 智君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。

よって、日程第24 議案第23号 令和6年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第25 議案第24号 令和6年度神崎町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第24号 令和6年度神崎町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の提案理由を申し上げます。

本予算案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億200万円とするものであります。その補正予算の概要を申し上げます。

歳入につきまして、1款、後期高齢者医療保険料では普通徴収保険料を40万円増額いたしました。4款、諸収入では健康診査事業費の確定に伴い、健康診査等受託料を60万円減額いたしました。歳出につきましては2款、後期高齢者医療広域連合納付金では、被保険者保険料として40万円計上いたします。4款、保険事業では健康診査事業の事業費確定に伴い、健康診査委託料を60万円減額いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。

よって、日程第25 議案第24号 令和6年度神崎町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第26 議案第25号 令和6年度神崎町水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第25号 令和6年度神崎町水道事業会計補正予算第2号の提案理由を申し上げます。

本予算案は収益的支出を298万8,000円減額し、予算総額を2億763万8,000円とし、資本的支出を562万5,000円減額し、総額5,713万8,000円とするものであります。その補正予算の概要を申し上げます。

収益的支出につきましては、源水及び浄水費の動力費を385万円減額し、課税支出額の減額補正に伴いまして営業外費用の消費税額を86万2,000円増額いたします。資本的支出につきましては、道の駅構内等の配水管敷設工事及び本宿5地区水道橋の修繕工事にかかる材料費等を562万5,000円減額いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありますか。賛成討論はありますか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。

よって、日程第26 議案第25号 令和6年度神崎町水道事業会計補正予算第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（高柳 智君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高柳 智君） 日程第27 議案第26号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第26号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は令和6年12月定例議会にて工事に関する契約の承認をいただきました準用河川神崎川護岸整備工事の契約変更であります。この工事は入札予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、契約の変更について議会上程するものであります。

主な変更点は仮設材、鋼矢板、敷き鉄板の数量増加の見直し及び地盤改良施工の際に地下水を低下させる工法が必要となったことから、設計変更を行い、契約金額を増

額するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9 番 高橋議員。

○9 番（高橋 正剛君） 先ほど樁主幹からは当初は土のうでせき止めるということをおっしゃっていました。あの軟弱地盤で3月からは水田に水が必要になるという時に、我々素人が見てもあの川が土のうでとまるとは考えられませんでした。なので、当然、施工業者も入札に参加しないというのは分かります。それから鋼矢板になった。鋼矢板になったとお聞きしたときに、私はあれだけ課長に本当に大丈夫なのかと。大丈夫です。全然大丈夫ではないのではないのですか、これ、町長も怒り心頭だと思います。これだけ、41%、2,600万円の増額。これ、昔の30%ルールがあったら、これは業者持ちではないですか。

質問はなぜこれが分からなかったのかと。業者さんは、設計屋さんはプロですよ。こんな違いがあるのに、課長、何をしていたのですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

まず、実施設計を行った上で上がってきた工法というのが土のうの工法というようなことでありました。専門家であります設計士のほうで土のう工法でも可能だというような見解をいただいておりますので、まず1回目、土のうの工法で入札を入れたというようなことです。そこで、結果的には落札ができなかったというようなことでしたので、矢板工法に代えてというような形でございます。当初、その設計を組む中でできるだけ安価な方法ということで、設計会社のほうでも検討をいただいたところではあったわけですが、結果的にはその工法ではできなかったというような形になりました。

以上でございます。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

9 番 高橋議員。

○9 番（高橋 正剛君） ここで、鋼矢板、敷き鉄板数量増加、何枚が何枚になったのですか。

○議長（高柳 智君） 樁まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（樁 一星君） お答えいたします。

鋼矢板が212枚から310枚へ増加しております。敷き鉄板につきましては、48枚から

115枚への増加となっております。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

3 番 椿議員。

○3 番（椿 浩一君） 今、高橋議員、あとは先ほどの補正のところでも少しご意見があったようなのですけれども、私自身としては今回の事案、先ほど、2,500万円以上の増額となっているというところについては、この請負工事の一部変更というような表現にはなっていますけれども、非常に大きな問題であるというふうに捉えております。言ってみれば、不適切な事象であるというふうに思っているのですけれども、そこは執行部としての考え方、認識の仕方を確認したいと思います。

○議長（高柳 智君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

確かに金額的に大きいということで、何でそんなことが初めから分からないのかなというのは誰もが思うようなことかと思えます。恐らく現場の踏査が甘かったのかなというふうには思っているところでございます。私も大変驚いたところでございましたけれども、数量的に間違って金額をごまかしている話になるわけではございません。結局、やることでございました。当初から見れば、本当はよかったという話だと思います。そういった意味でも、変更はちょっと大きかったのですが、最終的な工法としてこれでやらせていただければなど、こういうふうに思っています。

○議長（高柳 智君） 3 番 椿議員。

○3 番（椿 浩一君） 今回の事象を踏まえて執行部としてこのようなことが二度と繰り返さないためにどういったことを現時点で考えていることがあれば、教えてください。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

今回、当初の設計を詰める時点で予見できるこの仮設工法であるとかというものが網羅されていれば、最初から設計で入札の不調等もなく進められたことと思われれます。設計を作る段階で設計の事業者と本当によく精査をして十分工事に耐え得る設計というものを作られるようにということでこれからは留意して進めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 3 番 椿議員。

○3番（樫 浩一君） 今、課長のほうから精査をして進めるというようなこともあり
ました。私もこの工事をやめろというようなことは全く思っておりませんので、今回
やってしまったという言い方はおかしいですけれども、発生した事象をその原因はも
ちろん分かっておりますし、今回、対応策はどうするのだというところももう分かっ
ていると思います。それを一つの知識として今後の工事、設計等における工法等確認
するときにそういったものをしっかりと判断材料となるようにして、そういうノウハ
ウを蓄積してその時その時に活用するのが大事だというふうに私は思うのですけれ
ども、執行部としてはどうでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

おっしゃっていただきましたとおり、知識としてノウハウ、またですね、実際に予
算、設計を組む段階というようなところから設計業者任せというような形ではなく、
こちらでも本当に留意をしながら進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） これは入札で行った契約。やはり、こちら、いわゆる業者を
決めるプロでなければならないと。金額を、言ってみれば、最重要視するのではなく
て、人の命がかかっている部分もありますから、そういった面できちっと契約書の内
容を確認し、ついてはプロの目でその内容をチェックしない限り、こういったことは
また起きますよ。どう思いますか。

○議長（高柳 智君） 静粛に。

○1番（池田 孝幸君） 担当の方、どう思いますか。

○議長（高柳 智君） 樫まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（樫 一星君） お答えさせていただきます。

今回の工事の変更、大変金額が大きくなっておりますので、非常に重たいというか、
重要な案件だと認識はしております。今後もこういったことが起こらないように、先
ほど、石橋課長が申しあげましたように実際にチェック機関というか、設計段階から
しっかり精査できるような体制を整備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高柳 智君） 1番 池田議員。

○1番（池田 孝幸君） この契約に立ち会っているまちづくり課の責任者、反省の弁
はないのですか。どうですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

反省ということで、先ほどから申し上げておりますとおり、設計段階から目を光らせておく必要があるということで申し上げさせていただいておりますので、今回、結果的には施工の金額というものが契約時より大きくなってしまったわけですが、本来であれば、もう設計の段階でこの金額というものをつかんでおくべきであったということで考えます。先ほど、業者の目ということでお話があったのですが、この設計そのものを組んだのはプロの事業者ではあります。ただ、プロの事業者が設計を組んだわけですが、こちらでもプロの事業者に工法的に不足がある部分がないかどうかといったところも設計段階からよく詰めていくということで、今後はこういったことがないように設計、しっかり進めていければというふうに考えます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ここでさらに15分延長いたします。ですから、5時45分までいたします。

1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） こちら側で契約書のチェックができないのであれば、短期間でもいいのでそれをきちっと見る、あるいは内容を確認できる、そういうスタッフが必要だと思うのですが、いかがですか。

○議長（高柳 智君） 設計書でよろしいですか。

○1 番（池田 孝幸君） はい。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

ちょっとお伺いしたいのですが、出来上がった設計書を別の設計会社に見ていただいてはというような、そういった意味合いでよろしいでしょうか。

○議長（高柳 智君） 1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） コンサル担当でも結構ですし、その内容が分かる人、人材をやはり見ていただかないと分からないと思うのです、状況が。従って、プロを、プロの目でその契約書なりをチェックしない限り、こういうことがまた起きるというふうに言っているのです、そこは人材が必要であれば、やっぱり必要なときにそういう人材をそろえると。常時でなくてもいいのです。大きな、言ってみれば、こういう投資的な契約に対してはきちっと見る目を持つ、そういうプロがいないと、また同じことを繰り返すのではないですかということです。いかがですか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

県の関係の機関で建設技術センターさんというセンターがございます。そちらでも確認をすることができるかもしれませんが、その辺はちょっと調べて設計書そのものが十分な内容になっているようにチェックといいますか、確認が取れるような体制というものを進めたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） ここに至るまでに設計するまでに、ほかの役場と設計者とは現場等、確認されてやっていると思うのですが、例えば、土地改良とか、それからあと、区長さんとか、地域の人たちも一緒になって現場を見て、設計士さんと話をしたり、役場の人と話をする機会というのはあったのでしょうか。

○議長（高柳 智君） 石橋まちづくり課長。

○まちづくり課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

土地改良施設の給水の関係等もありましたので、改良区さんとは一部協議をさせていただいたというような記憶がございます。区の皆さんであるとかというよりは地元の方とも協議というものを、土地所有者の方も含めてですけれども、というのはいたしましたけれども、区を挙げてといいますか、そのような広域な形での協議というものはされてはいなかったかなというふうに思います。

以上です。

○議長（高柳 智君） 8番 石橋議員。

○8番（石橋 伸一君） 成田神崎線でも、排水路の問題とか、工事のときにどのコースをどういうように通っていくかというようなところで、現地の市町とそれから土地改良、役場の人、そういう方と一緒に現場を見て、それで判断してもらってどういう工事をしていくかという説明とかしました。ですから、大きな5,000万を超えるような事業ですので、その段階に入る前に全体に関わってあるいろいろな人に見てもらいながら、計画をしたほうがいいのではないかと、そういうふうに思います。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今までの議論を聞いていましたら、これはこの入札は6,200万、これは不調に終わってしまったですね。それから今度、設計変更で8,800

万で2,600万もの差額が出てしまって。それでは契約の一部変更でなくて、あとは一般競争入札変更なし、請負業者も変更なしということで、いろいろな議員の皆さんの意見を聞いていたら、設計段階でミスだから、ほかの設計屋に見てもらったらどうだという意見もありました。一部変更でなくて、全部やり直しではないのかな。設計士も入札ではないのですか。設計は入札ではなくて、もう依頼してしまって。だから、全部、最初からやり直ししたら、設計士、請負者がまた入札が不調に終わっていたから、一部変更でなくて、初めからやり直せば、もうちょっと安くできるのではないですか。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えさせていただきます。

当初契約の6,270万、こちらは3回目の入札で成立しております。昨年12月の議会で契約の承認のほうを受けた金額となっておりまして、今回、事業着手に当たりまして、先ほど来申し上げておりますように仮設工事に伴います仮設材の数量増加及び地下水低下工法等による増加によりまして、約2,580万円の増額ということで8,853万1,300円への増額をするという内容になってございます。

あと、当初、先ほど来皆様からご質問をいただいております設計につきましては、こちら、設計は令和4年度において実施設計のほうを行っているものでございます。以上です。

○議長（高柳 智君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） やり取りしていると、12月のあれでは不調に終わってしまって、まだという話だから、もう一回でなくて、落札はしてしまったわけですね。そうかそうか。工事は、ああ、そう。やり取りはちょっとそれ、まあ私はちょっと聞いたから質問したのですが、では、2,600万、これは増額だけれども、補正の時に継続費で質問しましたが、1億1,000万ですよ、これ全部の工事をやるのに。あと3,000万はまたあれでしょう。継続費でこうなるのでしょうか、まだその3,000万の事業はどういう事業をやったですか。ここで8,800万でしょう。2,600万も足しても。でも、継続費では1億1,200万だから約3,000万くらい、まだあるわけなのです。私の質問、分からないかな。分かる。

○議長（高柳 智君） 椿まちづくり課主幹。

○まちづくり課主幹（椿 一星君） お答えいたします。

今回、工事の変更に伴います契約金額が8,853万1,000円となっております。先ほど継続費のほうで設定いたしました1億1,240万円、こちらの金額と事前に別途発注し

ておりました樹木伐採工事全て合わせましてこちらの金額という形になってございます。

以上です。

○議長（高柳 智君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議ありませんので、質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

1 番 池田議員。

○1 番（池田 孝幸君） 議案第26号 工事請負契約の変更についてに対し、反対討論を行います。

前回可決した準用河川神崎川護岸整備工事にかかる費用、現行契約において6,270万円から8,853万1,300円に変更する。これは増額として2,583万。さらにこの影響で継続費の補正、前は7,490、それが補正後は1億1,240万円、増額3,750万円。この契約について、考えられない数字になっています。可決した金額をさらに上積みし、増額させるこの契約、これは入札です。入札契約という形でこれを行っています。業者は入札する際、十分に設計や施工方法を慎重に検討し、現場の測量、地質の状況など、プロとしてあらゆる角度から吟味し、検討した結果、施工方法を決め、見積りを提示し、そして他者よりも好条件、いわゆるメリットを提示し、それを受け、プロとして担当課はこの契約、会社の実績や施工方法などを再認識した上で、契約条項、契約内容を吟味し、その上で契約を実施するというふうに考えております。

このことができる、前回の契約の中でこういった内容ができなかったということだろうと思うのですが、やはり簡単に増額、理由は施工の方法が変わるので、こんな理由でこの議案に対して賛成することはできません。

今、議員の意思決定が問われています。我々議員は自分の意思だけで議員になっているわけではありません。この職を選び、就くためには多くの町民の後押し、支援がなければ、就くことができません。つまり、投票されて議員の職に就いているわけです。町民の代表として選ばれ、その場で本会議に全議員が臨んでいます。その責務は大変重いものです。成田神崎線についても平成22年から15年間経ってもいまだ完成せず、挙げ句の果てに令和16年、完成を延長する。総工費は8億6,400万円から13億5,000万円に変更する。あの道は、こう言ってはあれですけれども、たった1,190メー

トル。車で走行すれば、約1分程度の道です。こんな例もあります。

仕事は決めた期間、そして金額の中で実施し、完成させるものです。その中でいろいろな課題、難問が出てきます。それを決定した期日内に、あるいは金額も変更せずに完成させる、これが仕事というふうに私は理解しております。大変この現況を考えた場合、残念です。今、法的拘束力を持つ議会を本会議において責任ある議員の1人としてこの議案に対し反対いたします。

○議長（高柳 智君） 賛成討論はありませんか。反対討論はありませんか。

お諮りします。討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。

よって、日程第27 議案第26号 工事請負契約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（高柳 智君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで時間の関係で再延長いたします。6時まで延長いたします。

◎日程第28～日程第32 議案第27号～議案第31号の一括上程、説明

○議長（高柳 智君） 日程第28 議案第27号 令和7年度神崎町一般会計予算、日程第29 議案第28号 令和7年度神崎町国民健康保険事業特別会計予算、日程第30 議案第29号 令和7年度神崎町介護保険事業特別会計予算、日程第31 議案第30号 令和7年度神崎町後期高齢者医療特別会計予算、日程32 議案第31号 令和7年度神崎町水道事業会計予算を一括議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（高柳 智君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第27号から議案第31号までの令和7年度当初予算案につきましてご説明申し上げます。

令和7年度の見通しにつきましては、景気は一部に足踏みが残るものの、穏やかに回復しているとされていますが、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に

十分注意する必要があるとされております。町財政を取り巻く日本経済の先行きは楽観視できるものではありません。こういった中、新年度予算の基本方針につきましては神崎町第5次総合計画前期基本計画の着実な推進を図るため、事業の効果、優先度、重要性を十分検討すること、計画推進の継続性が重要であることから、確保できる財源に応じた予算規模とすること、予算配分の硬直化を防ぐ観点から前年同様ゼロベース積み上げ方式とし、物価高騰の影響による厳しい財政状況が見込まれることを踏まえ、真に必要な経費を精査すること、これらを基本的な考えといたしまして当初予算を編成いたしました。

令和7年度一般会計の予算総額は31億3,700万円で、前年度に対し、1億8,800万円、5.7%の減となりました。この減額の要因については神崎パーキングエリアの整備事業との調整により、本町の道の駅改修事業の持ち越しや町道成田神崎線整備事業の継続費を設定したことによる事業費の平準化が主な要因でございます。なお、事業予算の財源対策につきましては、財政調整基金からの繰入れを計上するほか、必要に応じた財源措置のある地方債の発行を行い、予算執行段階においても歳出削減と歳入確保に努めてまいります。

それでは、歳入の主なものについて申し上げます。町税は7億3,386万6,000円で前年度に対し、8.4%の増となりました。6年度の実績に基づき算定し、住民税の増収が見込まれることから、全体で5,666万3,000円の増を見込みました。なお、歳入総額に占める町税の割合は23.4%となっております。地方交付税は前年同額の10億3,500万円と見込みました。国庫支出金は2億2,841万4,000円で前年度に対し、49.2%の減となりました。これは道の駅改修事業の年度割事業費の減により、社会資本整備交付金が減少したことによるものであります。繰入金のうち財政調整基金については道の駅改修事業にかかる年度割事業費の減により、4,608万1,000円減の2億9,503万8,000円を計上し、公共施設整備基金については神崎ふれあいプラザ改修事業及び神崎中学校校舎空調機械修繕工事に充てるため、1,714万9,000円を計上いたしました。町債の発行は神崎ふれあいプラザ改修事業債や防災行政無線親卓改修事業債等の借入れが増加することにより、1億6,310万円となりました。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。まず、議会費には5,306万6,000円を計上いたしました。総務費には6億7,645万1,000円を計上いたしました。令和7年度は町村合併70周年となることから、合併70周年記念式典事業や発酵によるまちづくりシンポジウム事業を実施するほか、神崎ふれあいプラザ改修事業の費用を計上しております。民生費には9億3,119万を計上いたしました。高齢者福祉関係で

は、福祉タクシー利用助成事業や敬老祝事業、お祝い事業を引き続き計上しております。児童福祉関係では、出産子育て応援給付金や子育て支援給付金を計上しております。衛生費には2億9,401万1,000円を計上いたしました。保健衛生関係では、子ども医療費助成について令和7年度から対象を大学生までに拡充して予算を計上しております。清掃関係では一般廃棄物収集委託料について、地区のごみステーションでの段ボール収集を開始するため、予算を増額して計上いたしました。農林水産業費には1億6,432万6,000円を計上いたしました。農業関係ではオーガニック推進事業に147万8,000円を計上し、担い手育成支援事業や水田持久力向上対策事業などについて引き続き予算措置しております。商工費には2,200万1,000円を計上いたしました。酒蔵祭りや道の駅ハロウィン、花火事業への補助金などの観光イベントに関する経費を計上いたしました。土木費には2億7,717万5,000円を計上いたしました。道路の新設改良事業としましては3路線、成田神崎線、毛成堀籠線、神宿松崎線となります。いずれも重要な路線として位置づけをしており、国庫補助金の活用を見込んでいるところであります。また、毛成堀籠線については新たに3か年の継続費を設定いたしました。消防費には2億1,623万7,000円を計上いたしました。防災行政無線親卓改修事業を行うほか、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新を実施いたします。教育費には3億1,459万4,000円を計上いたしました。合併70周年記念事業としてお祭りフェスタや児童向け記念公演を行うほか、神崎中学校校舎空調機械修繕事業を計上いたします。交際費は地方債の元利償還金1億7,275万2,000円を計上しました。前年度に対し、8.2%の減となっております。なお、給与費関連の欄につきましては全体で8.2%の増となりました。主な要因としては、新たに地域手当を計上したことのほか、前年度の給与改定に伴い、給料と期末勤勉手当が増額となったことによるものでございます。

次、特別会計及び公営企業会計につきまして、概要を申し上げます。国民健康保険事業特別会計は予算総額が7億3,500万円で、前年度に対し、1.7%の増となりました。これは都道府県が財政運営の責任主体となる国保の広域化の開始から7年が経過し、近年の実績を踏まえ、保険給付費の増を見込んだほか、新たに健診未受診者への受診勧奨を行う特定健診受診率向上事業委託料を計上いたしました。また、法定内繰入は前年度と同様計上しておりません。介護保険事業特別会計は予算総額が7億1,300万円で前年度に対し、2%の増となりました。令和7年度から地域包括支援センターを外部に委託するため、新たに地域包括支援センター事業にかかる予算を計上いたしました。また、介護サービスの利用者の近年の実績を踏まえ、介護予防、生活支援サー

ビス事業費を増額しております。後期高齢者医療特別会計は予算総額が1億760万円で前年度に対し、5.3%の増となりました。高齢化の進展に伴い、被保険者が増加し、保険料が増額することにより、広域連合への納付金が増額となっております。また、新たに長寿健康増進事業として健診未受診者への受診勧奨委託料を計上いたしました。水道事業会計は経常収支である収益的収入が2億2,378万8,000円、収益的支出が2億1,316万1,000円です。また、投資的収支である資本的収入が3,000円、資本的支出が5,755万7,000円となっております。

以上、要点のみを申し上げましたが、詳細につきましては質疑の際に担当課長からご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高柳 智君） 議案第27号から議案第31号の審議はこれまでにとどめ、3月10日に総務文教常任委員会、11日にまちづくり厚生常任委員会でそれぞれ審査を行い、13日の会議で質疑、討論、採決を行います。

◎散会の宣告

○議長（高柳 智君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでにとどめ、散会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（高柳 智君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は13日午後1時30分から会議を再開いたします。ご苦勞様でした。

（午後5時56分）